

平成30年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年6月20日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第92号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第93号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第4	議案第94号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第5	議案第95号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第6	議案第96号	財産の取得について（繁殖牛舎）
第7	議案第97号	財産の処分について（繁殖牛舎）
第8	議案第98号	財産の取得について（繁殖牛舎、堆肥舎）
第9	議案第99号	財産の処分について（繁殖牛舎、堆肥舎）
第10	議案第100号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案第101号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第12	議案第102号	市道路線の廃止について
第13	議案第103号	市道路線の認定について
第14	議案第104号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
第15	議案第105号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
第16	議案第106号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
第17		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第92号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第93号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第94号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第95号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第96号	財産の取得について（繁殖牛舎）
日程第 7	議案第97号	財産の処分について（繁殖牛舎）
日程第 8	議案第98号	財産の取得について（繁殖牛舎、堆肥舎）
日程第 9	議案第99号	財産の処分について（繁殖牛舎、堆肥舎）
日程第 10	議案第100号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第101号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第102号	市道路線の廃止について
日程第 13	議案第103号	市道路線の認定について
日程第 14	議案第104号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
日程第 15	議案第105号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
日程第 16	議案第106号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
日程第 17		一般質問

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
代表監査委員	福	畑	幸	博
理事兼企画部長	御	田	裕	己
会計管理者	手	洗	雅	行
総務部長	柏	木	藤	司
市民福祉部長	東	佐		誠
環境水道部長	柚	原	達	也
農林部長	大	坪	俊	司
商工観光部長	青	垣	利	匡
基盤整備部長	泉	原	孝	則
病院管理室長	青	木	哲	哉
教育委員会事務局長	佐	藤	水	貢
消防長	清		場	一
危機管理監	坂	場	順	民
財政課長	坂	田	治	之
	洞	口	廣	

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依
			子	

平成30年第3回 飛騨市議会6月定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

質問者 10名

No.	質問者	質問事項	備考
1	1	洞口和彦	20日 (水) 午前
		1. 飛騨市における危機管理について ① 危機管理課での取り組みの重点は。 ② 「わが家の防災」「古川・神岡洪水ハザードマップ更新」の主な変更点は。 ③ 高木教授の市長密着における業務の在り方は。 ④ 公務中の公用車の交通事故について。	
		2. クリーンセンターの運営について ① クリーンセンター運用の現状は。 ② 広域利用の対応について。 ③ クリーンセンター火災損害の調停の現状と今後の課題と問題点は。	
2	2	野村勝憲	20日 (水) 午前
		1. 飛騨市のガバナンス・マネジメント体制について ① 養護老人ホーム「和光園」整備事業について。 ② 農林水産省がすすめる「農泊」について。	
		2. 指定管理3施設とひだ宇宙科学館カミオカラボについて ① 指定管理3施設の全国公募について。 ② 飛騨古川味処施設について。 ③ 飛騨古川まつり会館について。 ④ 飛騨市道の駅宙ドーム神岡について。 ⑤ ひだ宇宙科学館カミオカラボについて。	
3	3	中嶋国則	20日 (水) 午後
		1. 小中学校の学期の見直しについて ① 県下の市町村の小中学校の2学期制の実施状況は。 ② 3学期制と2学期制のメリットとデメリットは。 ③ 導入時期はいつから。 ④ 周知と手順について。	
		2. 朝霧街道の交差点に信号機設置を ① 笹ヶ洞区内の県道交差点に設置を。 ② 中野区内の県道交差点に設置を。	
		3. 飛騨牛研修・繁殖センターについて ① 年度別飼育計画頭数は。 ② 年度別事業費と年度別補助金は。 ③ 環境対策は。	
4	4	森要	20日 (水) 午後
		1. 民間による「みんなの居場所づくり」の支援について ① 運営経費支援の概要と積算根拠は。 ② 施設整備支援の概要と他の補助制度との整合性はあるのか。 ③ 今回の補正の事業の周知はどのようにするのか。 ④ 子供居場所づくり事業の利用実績と園児の利用について。	
		2. 宮川の地域資源を活用した里山体験事業の推進について ① 本事業の概要について。 ② 既存の施設との関連はどうか。 ③ 仕組みづくりと体制整備後の展開について。 ④ 施設整備事業の国の事業採択の可能性と今後の市の対応について。	
5	5	住田清美	20日 (水) 午後
		1. 子どもの安全対策について ① 登下校の安全について。 ② 身を守る対策について。 ③ 防犯カメラの設置について。	
		2. 屋外看板の設置について ① 屋外看板設置の理念。 ② 看板の管理について。	
		3. 若宮駐車場の利用について ① 利用形態について。 ② 職員駐車場の確保について。 ③ 駐車場の環境整備について。	

平成30年第3回 飛騨市議会6月定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

質問者 10名

No.	質問者	質問事項	備考
6	1	中村健吉	
		1. 市内の県立自然公園の管理対応について ① 数河高原の施設管理はどこが行うのでしょうか。 ② 飛騨市として、現状の数河高原「菅生池」周辺の環境整備は可能ですか。 ③ 市内自然公園の保護管理について、飛騨市の認識は。	21日 (木) 午前
		2. 飛騨市内小中学校の2学期制変革について ① どのように市民に説明し、理解を求めているのか。	
7	2	井端浩二	
		1. 飛騨市トレーニング施設建設について ① トレーニングジム施設建設計画の市民の意見収集は。 ② トレーニングセンターの今後の見直しを含めた利用方法は。 ③ 桜ヶ丘体育館の有酸素運動の設備割合を増やすことは可能か。 ④ 認知予防トレーニングを福祉関連関連施設に導入予定はしないか。	21日 (木) 午前
		2. 土間付き屋内運動場建設について ① 計画要望はどのようにしていくのか。 ② トレーニング施設と土間付き屋内運動場を一緒に計画できないか。	
8	3	澤史朗	
		1. 突然死に対する支援策について ① 突然死が起こったとき遺族に対しどのような対応をしてきたか。 ② 犯罪や事故等による被害者等に対する支援策条例制定を検討しては。	21日 (木) 午後
9	4	前川文博	
		1. 和光園新築工事について ① 工事が遅れている原因は何か。 ② 工期の延長により事業費に影響があるのか。 ③ 完成時期のずれ込みによる職員確保や運営面に影響はないか。 ④ 運営費の算定基準は。	21日 (木) 午後
		2. 保育園の民営化について ① 保育施設設備の無償譲渡について。 ② 施設の修繕費どこで捻出できるのか。 ③ 施設整備補助金の考えは。 ④ 事業剰余金は年間何%までOKか、また積立金に上限はあるのか。 ⑤ 社会福祉法人の施設整備補助は18%となっているが今後もこの考えか。 ⑥ 通園バスの運行について。	
		3. 小中学校における教室の温度管理について ① 教室のエアコン設置は、まだ検討課題なのか。 ② 最低温度の基準が17度に、冬期間の暖房設備は大丈夫か。	
10	5	仲谷丈吾	
		1. 中学校について ① 部活動についての保護者向け・教員向けアンケート実施について。 ② 部活動指導員選任について。 ③ 2学期制の積極的推進について。	21日 (木) 午後

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（高原邦子）

本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（高原邦子）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第8条の規定により10番、洞口議員、11番、野村議員を指名いたします。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ者の表記は省略する。

◎議長（高原邦子）

市長、都竹淳也君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、市職員の懲戒処分の御報告とお詫びを申し上げたいと思います。

昨日、飛騨市職員、総務部主任、28歳、男性でございますが「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に違反した疑い、いわゆる児童買春の疑いによりまして、書類送検されまして、同日、昨日ですが17時20分、懲戒免職の処分を行いました。

これまで積み上げてきた飛騨市に対する信頼を大きく損なう事件であるだけでなく、飛騨市そのもののイメージを傷つけるものであり、心より深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございません。

この事件は、昨年11月23日に会員制交流アプリを通じ知り合った当時18歳未満の児童に対し、対償として現金2万円を供与したうえで、ホテルでみだらな行為に及んだというものでございます。

市では、当該職員が平成30年6月1日に捜査機関の捜査を受け、同日、その事実を把握をいたしました。平成30年6月5日、6日には、捜査機関による本人への事情聴取が行われ、間を置かず7日、8日と市による本人の聞き取り調査を実施し、12日、13日には関係者へ聞き取りを行いました。

確認結果をまとめ、15日には弁護士等の第三者委員を含めた第1回の懲戒処分委員会を開催し、聞き取りの結果等の報告、処分の内容の検討を行ってまいりました。

他方、市としては処分のために本人への聞き取り内容が事実であるという裏付けをとる必要があり、捜査機関の動向を注視しておりましたが、昨日、書類送検されたことにより、犯罪性があることが明らかになったことから、直ちに第2回の処分委員会を開催し、書類送検の事実の確認、処分内容を決定し、即日処分を行ったところでございます。

「事件当時、18歳未満との認識がなかった。悪いことをしたとは思っている。」というような反省の弁もあったようですが、法令順守が義務付けられている公務員として許されない行為であることに変わりはありません。公務外も含めた生活面における公務員としてのあり方の指導が行き届いていなかった結果と言わざるを得ないと考えております。深く反省するとともに、服務規律、法令順守の徹底を図ってまいります。誠に申し訳ございませんでした。改めて心から深くお詫びを申し上げます。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で、市長の発言を終わります。

◆日程第2 議案第92号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第16 議案第106号 平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
(補正第1号)

日程第17 一般質問

◎議長（高原邦子）

日程第2、議案第92号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第16、議案第106号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの15案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括として議題といたします。

15案件の質疑とあわせて、これより日程第17、一般質問を行います。それではこれより順次発言を許可いたします。最初に10番、洞口議員。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。昨日は飛騨市に本当にたいへんな激震が襲ったようでございます。私たち議員もですね、市政に携わるものとして本当に市民の皆さんに心からお詫び申し上げたいというふうに思います。

通告に従って淡々と質問申し上げます。いままで私が議員になってですね、毎回一般質問はさせていただいておりますが、トップバッターというのは今回で2回目です。本当にここへ立ちますと緊張はしておりましたが、新たな気持ちでですね、臨みたい。そんなふうに思っています。1番といえば、やはり皆さん思い出されるのはですね、アメリカ・フ

アーストのトランプ大統領の言動です。6月12日にはですね、急遽北朝鮮の金正恩労働党委員長との米朝首脳会談が行われました。まさに北朝鮮の非核化への出発であり、世界の危機を救う会談のはじまりでございました。世界の話をした後にですね、若干話は小さくなりますけれども、飛騨市における重要な問題としてですね、最初に飛騨市における危機管理について御質問させていただきます。

飛騨市は新しく危機管理課を設置し、いろいろな分野で防災対策の強化をつとめてまいりました。防災備品の整備や、防災基金の1億円積み立て、「わが家の防災」や「洪水ハザードマップ」の更新、国民保護計画策定、最近では、防犯カメラの設置がございます。さらなる拡充をはかり、市民全体の安全や安心に暮らせるまちづくり整備に万全を期してほしい、そんなふうに思っています。

さて、今回梅雨に入っております。この時期は毎年ですね、日本各地で土砂災害や河川の氾濫が頻繁に起きています。ことしも沖縄をはじめ、台風の発生や、18日の早朝には大阪で大きな地震が発生し、死亡者や多くの被害が出ております。

また、けさテレビを見ていると九州全般にですね、非常に激しい雨で避難勧告も出ています。まず災害に対してはですね、おのおのが備えを万全にしてですね、被害を最小限にとどめることが重要ですが、市においても早い段階からの避難路の確認や点検等、いざというときのために万全の準備が必要です。そこで、危機管理課における取り組みを2点、それから飛騨市における危機管理意識に伴う2点について、質問させていただきます。

まず1点目でございます。危機管理課設置後ですね、飛騨市の防災対策の課題は、どのように分析され、新しくどのような対策をされたのでしょうか。また、どのような効果があり、安心度がどのように増したのか、お伺いいたします。

2番目に「わが家の防災」、「古川・神岡洪水ハザードマップ」の更新が今年の12月25日に行われています。その変更点についてお伺いいたします。新しく更新されていますが、市にどのような変更内容であったのか。また平成30年度予算では古川地区のハザードマップの作成の変更の防災計画が出されています。どのように変更していくのでしょうか。また、「わが家の防災」、「古川・神岡洪水ハザードマップ」は現状とマッチしているのか。特に避難場所や収容人数、避難経路等についてお伺いしたいと思います。

3つ目には市長への質問になりますが、高木教授が市長密着における業務のあり方についてお伺いいたします。高木岐阜大学教授は、防災減災対策の専門家で、岐阜大学と岐阜県が連携する清流の国ぎふ防災・減災センターの減災社会推進担当者を務めておられます。まさに防災・減災のスペシャリストであります。「世界一受けたい授業」にも出演された大学広報によりますと、いつもフレッシュナブルな装いをされ、素朴なジェントルマンといったかんじの先生と紹介されています。今回、地方自治体の仕事が具体的にどのように行われているのか、運営されているのかを学びたいと申されて、飛騨市長に随行する密着研究をされています。密着業務のあり方について、お伺いしたいと思います。

その中で、1、2、3とございますが、1つ目に密着研究の内容はどのようなものであ

り、どのように行われているのか。2番目に情報漏えいの心配や飛騨市における業務への支障はないのか。3番目に飛騨市の防災意識の向上対策のために高木教授、また岐阜大学等の連携をすることはできないのか。この3点をお願いしたいと思います。

4番目にですね、公務中の公用車の交通事故について、お伺いをいたします。5月の17日、飛騨市の公用車は富山で会議終了後、帰路に交通事故を起こし、同乗者が負傷するという大きな交通事故となりました。飛騨市は公表しませんでした。一部新聞に記事として報道され、市民が事故を知ることとなりました。副市長、議長が関連した事故であり、飛騨市の対応や公表のあり方、事の重要性の認識を心配する声が上がっています。飛騨市の対応について伺います。

1つ目にはですね、交通事故等の情報のあり方と考え方はどうなのか。報道の方法の規定はどのようになっているのか。今回の事故に対しての問い合わせはどのくらいあり、どのように対応したのか。今後の公表の報道のあり方はどのように考えているのか。

2番目に公用車の使用の範囲と対策についてお伺いします。公用車使用は現行ではどのように規定されていて、変更等は検討されたのか。また同乗者対策の範囲と対策はどうなっているのか。

3点目に交通事故防止対策についてお伺いいたします。長距離出張に利用者の見込まれる公用車の11台にドライブレコーダーの取り付けを今回予算化されています。11台に限定した根拠はあるのか。また、先進安全自動車等の検討はされたのか。また、今回の事故に対しての状況分析と防止対策はどのように検討されてきたのかについてお伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、高木教授の市長密着の件につきまして御答弁申し上げたいと思います。高木朗義（たかぎ あきよし）岐阜大学教授の市長密着、我々は市長インターンシップというふうに呼んでおりますけれども、この取り組みについてのお尋ねでございます。

まず1点目の、研究内容につきまして、経緯を含めて御説明を申し上げたいと思います。高木先生ですけれどもその知見から、たいへん多くの行政機関の委員等を務めておられまして、飛騨市においても総合政策審議会の委員、委員長を務めていただいております。一方で、これは先生いわくなんですが、行政の仕事のわからない部分も多いと常々感じておられたそうございまして、そんな中、今年一年、岐阜大学のサバティカル制度という制度を活用した長期休暇が得られたということで、高木教授から私に対して、この「飛騨市長インターンシップ」のご提案をいただいたというところでございます。

私は県職員時代でございますが、当時の梶原知事の秘書を務めておりました時に、全国

2例目でありましたが、知事インターンシップという取り組みの担当をしたことがございまして、6～7名であったかと思いますが、学生の受け入れを行った経験がございました。その要領で実施をすればいいのではないかと思いますので、これは難しくはないなと感じたところでございます。加えて、何より高木教授のお役に立てるといふふうに思いましたので、これをお受けすることといたしたところでございます。おそらく県内市町村長では初めてではないかと思えます。

そのやり方なんですけど、まずは、基本的に私の行動の全てをオープンにすると、全ての日程に同行していただくというかたちを基本に実施をいたしたところでございます。

したがって、行事や外部の会議、総会、懇談会はもちろんですが、庁内で行います部長会議、市長室での補正予算の協議、その他の打ち合わせ等々にも入っていただいたところでございます。さらに、移動の車中にも一緒に乗車をいただきまして、車中の中で飛騨市の課題や対策についてお話をするといったところで、さまざまな場面で自治体の首長がどういう考え方で政策立案をしているのか、あるいは、どのようにして市民と接し、市政を行っているのかを体感いただくということとしたところでございます。

今後ですが、9月と10月にもインターンシップをされる予定としておりまして、議会答弁の準備のプロセスや平成31年度予算の政策協議もご覧いただきたいと考えております。こうした中で、私を通じて首長の仕事を研究し、他の自治体へのアドバイス等に活かしていただければというふうに考えております。また、同時に、インターンシップを通じて高木先生がお感じになられたことを、市にフィードバックしていただくということもお願いしているところでございます。

それから、次に2点目の情報漏えいの心配でございますが、岐阜大学の工学部長と「飛騨市長インターンシップに関する覚書」というものを締結しておりまして、守秘義務を明記しております。また、外部の会議等に出席する時は、主催者へ趣旨を説明し、ご了解をいただいてから参加していただくこととしておりまして、業務への支障は生じていないというところでございます。

それから、3つ目の高木教授、岐阜大学との連携につきましてのお尋ねでございます。高木教授には、これまでも、宮川町種蔵地区の景観保全や地域課題解決でもご指導いただいておりますけれども、このほかに防災にたいへんお詳しく、またPFIやまちづくりにもたいへん幅広い知見と経験をお持ちでございますので、市政全般にわたってさまざまなご指導をいただきたいというふうに考えておりまして、今回のインターンシップ期間中も折に触れてそうしたお願いをして、アドバイスをいただいていたところでございます。今後、体系的にそれを実施することにつきましては、具体化に向けて先生と相談していきたいと思っております。

また、岐阜大学とは包括連携協定の締結を今検討しておりまして、具体的にどんな共同研究テーマを設けるのかといったことを各部局に検討させているところでございます。また、大学との関係はこうしたかたちでさらに深めてまいりたいと考えておるところでござ

ざいます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

今議会から危機管理監として答弁に加わることとなりました。よろしくお願ひいたします。私のほうからは、2点、お答えさせていただきます。

まず、1つ目、危機管理課での取り組みの重点について。昨年4月、危機管理監兼ねて危機管理課長として着任後、飛騨市の防災について飛騨市の災害の歴史、防災に関する計画の状況等を確認するとともに、市長、副市長はじめ市職員の方々からさまざまなかたちで情報収集を行いました。

その結果、市の防災体制の一番の課題は、飛騨市は過去に大きな災害に見舞われているものの、市の体制が十分に整っておらず、市の職員の意識、市民の防災に対する意識も一部においては高くないことにあると認識いたしました。

一方で、飛騨市には明治時代から続いている区の制度があり、これらはいまでも有効に機能しており、災害時等においては活動が期待できるものと判断いたしました。

それらの認識のもと、庁内に対してまず始めたのが、事態発生時の情報の速報・集約です。情報を危機管理課に一元化することにより、事態の全体像の把握、報告、方針の決定、処置が迅速に行えるようになりました。本件は、前小倉副市長が厳しく指導されており、危機管理課では24時間365日対応する体制を保持していますし、今では、災害情報のみならず、交通事故に伴う救急車の出動、保育園における園児のけがにいたるまで、些細なことも絶えず、たとえ真夜中であっても迅速にご連絡をいただいております。

また、災害対策については、平成29年7月に洪水や土砂災害に対処するためタイムラインを作成し、各状況に対応する各部の行動について決めました。昨年の2回の台風接近時にも活用し、教訓を踏まえ逐次修正を加えております。

このほか、台風接近時に伴う情報共有のため、TV会議システムを活用し、休日であっても各部局長は最寄りの本庁または振興事務所に登庁することにより、情報共有を行えるようにしてあります。

市民に対しては、飛騨市社会福祉協議会また、市の市民福祉部と協力して、災害時要配慮者の方が迅速に避難が行えるように、見守りネットワーク等に参加して、その重要性を普及しております。

このほか、市政見える化講座により、申し込みいただいた区や企業等の要望に答えるよう内容を調整し防災講話を実施して防災意識の高揚を図っております。

また、防災備蓄品に関しましては、従来、不十分なまま見過ごされてきましたが、昨年度より種類、量を増やすとともに、できるだけ市民に近いところに保管して、災害時の市

民が不安を抱くことがないように体制を整備しつつあるところであります。

2つ目、「わが家の防災」、「古川・神岡洪水ハザードマップ」の主要な変更点についてお答えいたします。

まず、最初に議員ご指摘の飛騨市公式ホームページの更新日について説明いたします。飛騨市公式ホームページは、平成30年3月28日にリニューアルされております。この中で他のコンテンツも共通ですが、2017年12月25日は、旧ホームページに掲載されていたコンテンツを新ホームページ用のコンテンツとして移した日であります。したがって、当該コンテンツの内容が更新された日ではないということをご理解いただきたいと思います。

さて、「わが家の防災」の更新状況ですが、避難所一覧の部分について、平成28年度の土砂災害、洪水、地震、大火事の事態ごとの避難場所及び避難所の見直し結果に基づき、平成29年6月頃に更新しております。その他の記述については、今でも基本的には通用しますが、作成されて以降、災害に対する警報発令要領等が大きな災害が起こるたびに更新されておりますので、時期を見て内容を最新の状況に更新したいと考えております。

次に「古川・神岡洪水ハザードマップ」についてですが、今年度古川地区の洪水ハザードマップを修正する予定でしたが、県から本日現在、その想定浸水深が公表されておられませんので、作業に着手されていない状況であります。作成できる状況が整えば、内容的には想定浸水深に関する図面を県から公表されたものに更新するほか、避難場所・避難所に関するデータや関係する防災情報も最新のものに更新する予定であります。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

おはようございます。はじめに、当該職員が運転する公用車の事故は、同乗者に負傷を負わせる大きな事故となりました。負傷された方々には改めて心からお詫び申し上げますとともに、市民の皆様にご心配をおかけしましたことをこの場をお借りし、心からお詫び申し上げます。

それでは危機管理についての4番目、公務中の公用車の交通事故に関するご質問の1点目、報道のあり方と考え方についてお答えします。

公用車の交通事故に関する報道の基準は定めておらず、慣例にしたがって事案対応をしております。これまで自損事故に関わる事項については公表をしておこなったことから、今回も公表を行いませんでした。

他方で、今回の事故報道については、中日新聞社からのみ問い合わせがあり、危機管理課においてけがをされた方々の役職・氏名、けがの程度等、掌握している事項についてお答えをいたしました。

今後、事故報道のあり方については、社会的影響の大きさ等を考慮し、自損事故であっても公表を基本に検討してまいります。

次に「公用車の使用の範囲と対策は」についてお答えいたします。公用車使用に関する定としては、「飛騨市公用車の使用及び安全運転管理に関する規程」がございしますが、この中には、運転実務経験、自動車運転に関する処罰の有無、当日の健康状態など、公用車を運転させることができる職員の条件や、運転者が遵守すべき義務について掲げられております。

また「飛騨市職員による交通事故等の取扱いに関する内規」では、交通事故発生状況や程度による報告の範囲などについて規定されております。このように、現状においては、同乗者について何らかの規定がなされたものはございませんが、今後も議員の皆様だけでなく、さまざまな立場において、会議や視察などに市民の方等にご同行願うことが多々あるかと思っております。今回の事故を教訓として、いたずらに公用車への職員以外同乗を制限するのではなく、万一事故に遭った場合の補償対応などを規程に盛り込むことなど検討してまいりたいと思っております。

次に「事故防止対策」についてお答えします。はじめに、今回の事故原因について、事故の当日運転手から聞き取りを行ったところ、わき見運転や居眠りの認識は無く、不注意によるものと述べており、警察による事故の状況分析については、現在調査中とのことでございます。再発防止対策につきましては、今回の事故を踏まえ、5月23日の部長会議を通じて全職員に対し、自動車の安全運転について通知させていただきました。この中で、運転前の車両点検や運転者の健康状態の確認、長距離運転の際の運転手交代等の配慮、運転手のマナー遵守などについて改めて注意喚起しております。

また、公用車を運転する責任と緊張感を持たせ交通事故の抑制を図ることを目的に、今回の補正に、公用車11台分のドライブレコーダー設置経費を計上させていただきました。この11台の根拠についてのお尋ねでございますが、現在、市が所有する自動車は、職員が一般事務用に共用使用するもの37台のほか、スクールバスやごみ収集車両、消防団積載車等まで含めると180台余になります。

どの車両にあっても交通事故に関係する可能性はあるわけですが、今回はまず応急対策として、主に出張等での使用を想定しETC車載機を装着している11台について、長距離並びに高速走行などで、より事故リスクが高いと考え、11台を提案させていただきました。今後他の車両についても順次設置を検討してまいりたいと思っております。なお、自動ブレーキ等の先進安全装置を備えた車両の導入については、車両更新時において増加費用も踏まえ検討してまいりたいと思っております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○10番（洞口和彦）

詳細に説明ありがとうございました。3番目から市長にお伺いします。2番目に私が写真もですね、市の会合の写真が出ていましたので、いろんな論議するところ、まとまりま

での段階を見てみえると思うのですが、知っていますように職員の反応ですね、そういう影響はなかったのかという質問をしています、そのへんにはちょっと返事がなかったと思うんですが、そのへんはどうですか。

◎議長（高原邦子）

ちょっともう一度お願いします。

○10番（洞口和彦）

2番目でしたか、業務への支障の関係でですね、市の会議の場合の支障とか職員の反応はどうだったかというところをお願いしたい。

□市長（都竹淳也）

新聞の写真をご覧になったかと思うんですが、新聞用にポーズをとったものでございまして、基本的には端のほうで同席をしていらっしゃるという状態ですので、議論に加わって発言されるということはありません。したがって同席している人が1人増えているという状態ですので、特段業務への支障はございません。

○10番（洞口和彦）

そのことで職員に何かお聞きしたことはございますか。その実際検証されたあとに。職員との話はされていますか。していませんか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

特に職員と何かこのインターンシップについて話したということはありませんが、先ほど答弁で申し上げましたようにアドバイスをいただいたり、せっかくおられるので、ということでお聞きしたことがございましたので、そうしたところには非常にいい意見を言っていただけという感触であったのではないかなと捉えております。

○10番（洞口和彦）

非常にですね、先ほどの説明によりますと良好な関係ですし、もともと知ってみえるというかたちもございますし、いい方向。特に話を聞きながらまたフィードバックしていただく。協定についても話をしていくということでございますので、かなりこの効果もですね、期待できるのではないかと、そんなふうに思っています。

ただ、この中でですね、高木教授はですね、防災や減災もですね、地域振興もその地域のコミュニティーを健全に保たれているかどうかが一番のポイントだと、市政の運営はですね。そのへんは市長としては自信を持っているところだと思いますので、堂々とですね、考えを述べられ、そのようにやってみえると思うのですが、そのところはですね、高木教授にはですね、どのようなかたち、ただ見てもらっただけなのか。言葉として何か伝えたことはあるのか。そのへんはどうでしょうか、ちょっと深くなりますけれども。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど車の中でのお話というのをしましたけれど、車の移動時間って結構そういう話をしておりまして、そのどういうふうに市民の声を聞いているかとかですね。あるいは、地域の中に私がどうかたちで入って市民と接しているかという話をしております。ちょうど期間中に河合の山菜市がございまして、これに行くときに典型でしたが、あれは私、視察だけして帰ってくるという予定になっていたのですが、声をかけられまして、一緒に山菜の販売をいたしました。そうすると結構そのいろんな方から声をかけられたりということがあって、私からも声をかけたりというコミュニケーションが成り立つ。それからまた、河合という地区がどういうコミュニティーなのかというのが非常によくわかる瞬間であったということで、そうしたことを帰り、また車の中で話したりして帰ってきたりしておりますし。これは私のやり方。他の首長はまた違うやり方なんでしょうけれども、ひとつの飛騨市においての私の地域との接触のとり方、コミュニケーションのとり方、あるいはコミュニティーの実態を見ていただくという意味でひとつのいい機会にはなったのではないかと思います。そうしたことがこの期間中、比較的、結構随所にあっただけでございまして、

○10番（洞口和彦）

あとのフィードバックをかなり期待しております。あと提携の問題ですが、岐阜大学はですね、先日ですけれども県内外の企業と研究、それから開発する拠点を制定されてですね、日本の産業に光を当てるんだという若い研究員のですね、かたち破りなこの発想を期待する部署が設けられました。そのことは先ほど話や協定を結ぶような話はしているというように言われていますが、また白川村とか白川町でもですね、名大が地域にあった、あそこは山国でございまして、森林の問題とかですね、農業の問題とか、それから緩衝地帯の問題とかそういうことを具体的に話し合われていますよね。そういった意味を含めて全体的なものでやるのか、今回は高木教授独特のこのいま減災なり防災の絡みで提携していくのか。もっと幅広く、何でも受け入れるというそういう協定の仕方を考えてみえるのか、そのへんの範囲はどう考えていますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

包括連携協定については、幅広くというふうに思っております、この高木先生のインターンシップとは関わりなくといいますか、そのまえから岐阜大学からお話をいただきまして、昨年でしたけれども学長・副学長以下、飛騨市へおみえになりまして、そのようなお話をした。そこからスタートしておるということでございまして、岐阜大学も工学部もあれば地域科学部もございまして、教育学部それから医学部、いろいろありますので、応用生物科学部、いわゆる農学部もあります。それぞれどういうテーマを設定するのかですね、いま話あっているということなので実りある連携をしていきたいと思ってい

るところでございます。

○10番（洞口和彦）

ありがとうございました。市民もですね、いま聞いて、ただ新聞の一記事しか見ていませんので、こういうふうに行われているんだなということを深く関心がまた持たれたのではないかなとそのように思っています。また宣伝のほうもですね、市長報告会のときにぜひお願いしたいと思います。

4番目の問題ですが、ここに中日新聞の記事ですよ。小さく書いた記事でございますが、私も議会から連絡をもらいました。事故があったよということで。あとで文書がくるのかなと思っていたらきませんでしたので、あれ、おかしいなとは思っていたのですが、その後ですね、たしか1週間ぐらい経ったあとだと思いますが、この市内の飲み屋で飲んでおりましたら、何とですね、そこの店主が、こういうかたちで赤書きに囲ってですね、何日か前の新聞をとってみえたんですよ。私が言うよりもこういうことがあったということで、かなりこれは市民の方はですね、この記事によってされた。この中日をとってみえる方についてはですね、まあ理解されていて、公表して出たんだなと思っていましたけれど。私もほかの新聞しかとっていませんので、2社とっていますけれども出ていませんでした。だからほかの方はわからなかったのか、疑問に感じたのかということがあると思うんです。それだけにいまの検討の中にはですね、前向きに検討していくということでございましたので、あまりとやかくは申しませんけれども、やるのか、こんどはいろんなことについて公表していくことを検討していただけなのか。こんどはどんどん出しましょう、オープンにしましょうというかたちで、方向づけをもって検討されるのか。そのへんの意気込みはどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

この事故なんです、私この日東海市長会で豊橋に行っておりまして、電話で連絡を受けました。それですぐに副市長が乗っておるということでしたので、副市長に電話をしたら通じまして、今から救急車に乗るという段階でございました。当然報道をどうするかという話になりましたので、それから数時間後、実際には病院で手当てが行われたあとですが、公表をどうするかという話のときに自損事故についてはいままで従来公表していないという話でありました。ですので、ここの判断をしたのは私でございますから私の責任になるわけでありまして、従前そういうかたちならというふうに思ったわけでありまして、結果新聞の取材が1社からあって、事実は事実ですからこれは秘匿する必要はないので、掲載されたということなんです、議員もおっしゃるように反応を見ておりまして、今回は議員あるいは副市長が乗られた公用車での事故であったということで、やっぱりかなり関心の高い事案だったということは改めてそのあとのさまざまな反応を見ても感じました。したがってそうした意味で自損事故であってもやはり公表していくべきで

はないかということで検討をはじめたわけでありますが、市民の関心度とのバランスということがひとつあるかなというふうに思います。ただそこらへんをどこで見極めるかということなんですが、とにかく市の職員の公用車の事故というのは全部が関心事項だという見方もできますし、ある程度こすったとかぶつけたというもの以外の事故が関心があるのか、そのへんが見極めのしどころでございまして、ただ基本的には公表を原則に考えていくというふうに思っております、それでそうした市民の関心に応えていくというのが基本かと考えております。

○10番（洞口和彦）

まことにもしもの話で申し訳ないんですが、今回これが市長だったら自分としては、いままでの方針どおりこれは避けておけと言ったのか、そのへんはどうですか、考えとして。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私でありましたら即座に公表したと思います。市の職員と私では立場が全く違います。選挙で選ばれている人間ですから、当然私の行動、そうしたこともオープンにしているのはそういったことがあるわけでございますので、私であれば当然公表したと思います。今回、その点でやはり副市長、議長、議員のおられたところで、私少し判断が甘かったかなということも思っておりますので、原則のルールをしっかりと定めることによって対応していきたいということでございます。

○10番（洞口和彦）

いまの答弁を聞いていてね、今度検討課題もそっちの方向に進むんだらうかと、ここから期待するところでございます。具体的にお聞きしますがドライブレコーダーを11台ということでございます。今回はですね、安全運転機能を備えた機械だと聞いていますが、どのような機械なんでしょうか。どのような効果があるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

この機能でございますけれど、いま検討しているのは事故発生時の状況録画はもちろんのこと、速度超過の警告それからみだし警告、近づきすぎたときの警告音という機能を持ったドライブレコーダーで事故の抑止を図りたいというものでございます。

○10番（洞口和彦）

安全自動車まではいかないけれどもそれに匹敵するような機能もついたドライブレコーダーで、ある程度は今目的とするところはほとんどつかめるという理解の仕方によろしいでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

その通りで、どんなに注意しておっても事故が起きる危険がございます。それで近づきすぎるとか、ガードレール、はみ出し、ガードレールに近づき過ぎたというような場合、警告音でその危険性を知らせるといことから事故を抑止していきたいというふうに考えております。

○10番（洞口和彦）

いま世の中はですね、ほとんどこのドライブレコーダーというのは全部につけるといのは常識的になってますし、11台に限らずですね、例えば市長の公用車にはぜひつけるとか、いろんな方面でどんどんこれを伸ばしていただきたいなと思っています。また、こういう自動車に対してはですね、実際もうある程度この高齢者の関係、市ですけども、補助金を出したそういう取り組み全体もですね、危機管理の面からも推進していますので、そういった面へも考えた対応をよろしくお聞きしたいと思います。

それでは本題のですね、「わが家の防災」についてちょっとお聞きしたいと思います。じつは先ほど危機管理監、しっかりですね、岐阜からみえてこの分析からはじまってですね、飛騨市のどういうところ、長所云々、掘ってみえるなどそういうに思っていました、じつは先日、この各地区のハザードマップとそれから避難場所を書いた貼る紙、それからもしか何かのときの行方不明者云々の避難者カードというのをセットにされて配られていますよね。

私が最初に聞きたいのはですね、じつは私がもらっているのは神岡町上山田区の地図なんです、ここで若干私は日にちを間違えて12月25日の更新やと思います。3月に更新されているということで。ちょっとインターネットでとってみますとですね、避難場所一覧もですね、たとえば私のところだといろんな部署が書いてあるんですよ。何か所か、このハザードマップが正しいのか。そのいろんな避難所を指定してございますが、たとえば我が家のほうですと、その避難場所の関係でですね、私は山田体育館かMプラザが緊急指定場所で、一時避難場所が津島神社の社務所か上山田公民館となっています。いろいろなところがある。先日、ある住民の方と話をしていましたら「どこへ逃げたらいいのか。そこまでどうやっていくのか。」とかですね、いろんな質問をされたんですけどもこれはたとえば私ですと、どこへこれは正確でこの通りに行けばいいのか。どうなのか。そのへんがどのように、この絡みですね。ハザードマップとわが家の防災に書いてある避難所とですね、どういった関係で統一性をとられているんでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

はい、お答えします。まず「わが家の防災」に載っている避難所、避難場所等については、これは市としてその可能性があるということで、記載しております。これはどの施設を使っても市としては指定してありますという場所になります。「ハザードマップ」につ

きましては、これは作成にあたりましてそれぞれの区長さんのほうにお話をしまして、いま新しいハザードマップはこうなっているということで、それぞれの地区の方はどのように逃げますか、どこに避難しますかというのをそれぞれ調整しまして、そのアウトプットとしてハザードマップのほうに記載しているという状況であります。だから実際のそれぞれの区民の実行動としては、ハザードマップに載っている行動が規準となってくると思います。ただし、災害の状況、今示したのは土砂災害ですが、その他地震とかそれぞれの災害ごとに応じる避難所というのは、果たしてそこに逃げれるかということがありますので、それぞれの方が逃げる可能性がある場所として選択して、区長さんがそこに皆さんを誘導して逃げていただくというようなかたちと考えています。

○10番（洞口和彦）

私もやっぱりこの金のかけ方を見てですね、これが最優先やと思っています。ただやっぱりこれもですね、一見見て避難所へ行くのはこういうふうに行くよと書いてあるのですが、この中でも危険箇所というのはありますので、どこを通るかということは重要やと思うんです。ある程度ですね、この中でも地図で重要なポイント、どこどこには何があるというようなわかりにくいところのあれをちょっとつけたほうがいいのではないかと、そんなふうに思っていますし、私1番、いま欠点なのはですね、たとえば私のところ、上山田公民館、隣ですから行ってみますと、1枚の看板がこうあがっているだけなんですよね。「一時避難所です」と書いてある。中へ入ってもですね、連絡先もないがあとどこへ行けともないし。ましてやこのハザードマップくらい貼ってあるのかなと思ったらそれもないし。どこに物があるのかも全然わからないという。ただ逃げ込んだはここでよかったと安心していいのか、そのへんのですよね、避難所の対応がですね、全然できていないのではないのかと思うんですけれど、そのへんはどうお考えですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

避難所運営については、先ほど答弁申しました体制については、まだ不十分な状況であります。したがって昨年からは市民福祉部等が主体となりまして、避難所運営とかそういうかたちについて運営訓練を重ねていっている状況であります。また避難所で何を使うという備蓄品等につきましても、ほとんどいまない状況であります。これについてはあわせて整備している途中であります。

○10番（洞口和彦）

しっかりしたですね、整備してですね、これが万全だというものをぜひ市民に示してほしい。やっぱりいざというときのためのあれですからぜひそのへんをお願いしたいと思います。

じつはですね、こないだ青年の主張大会で本当にある程度よその人の声を聞きますと、議会の一般質問よりも子どもの主張のほう而立派ではないかと言うような人もみえ

ましたけれども、恥ずかしいかぎりでございました。私たちも勉強しなければいけないなとそんなふうに思いました。その時一人の方がですね、自然の怖さというので、大震災でこのいろんな失った悲しさやですねを謳われながら、やはり大事なのは避難経路の確認とそれから非常時に何を持ち出すかをしっかり準備しておくこと。その点をあげていらっしやいました。まさに飛騨市もその点を重きをおいてですね、この避難路の確認ではハザードマップですし、それから防災備品を備蓄。じつは4,900万円ほどかけてつくりましたよね。これでですね、いま私が聞いたところ、「どこに何があるんや」と「十分なのか」ということをよく聞くんです。そのへんの周知とですね、これでいま行った備品の確保でですね、十分だとお考えでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

市民全員に対していま持っている備蓄品が100パーセント大丈夫かどうかという話になるとそれは残念ながらそれだけの体制はとっておりません。どれだけのところを対象とするのかということで設定したものが市民の30パーセントが避難所に逃げる。それをフォローするというのを計算しております。この30パーセントという基準ですが総務省が過去の災害等を検討しまして、避難所にどれだけの人が実際逃げているかというのを全部統計をとっております。

実際避難所のほうに避難される方については、大体高くても16パーセント前後です。それも大体1日で皆さん、自宅のほうに帰っていくというのが状況です。たしかに避難所生活が長くなるといまの部分では対応できませんので、県・周りの市等から支援をいただくこととなりますが、当面発災後2日間等についてはいま市民のほうに備蓄品を事前に交付してありまして、それで生き残ってもらう。1日分は市の予備として持って、それでフォローする。3日目以降については、それぞれ支援物資を用いて、それぞれお世話をするというふうに考えております。

○10番（洞口和彦）

古川のマップが少し遅れているという話でしたが、これは古川土木が行ったこの宮川の水位の関係でですね、大幅な見直しがあるだろうというかたちで検討される項目ですが、たとえば危機管理のこの水計というものはですね、この宮川の近辺にはどのくらい配置されていて、どのような利用がありますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

宮川につきましては、現在1カ所、設置しております。宮城大橋のほうにたしか設置しています。これは県のほうで一応管理しております。一応そこを基準として、想定される水位については、たとえば橋のところでこれだけ水位ができれば、ある区ではこのくらいの

水位になるだろうというもとに計算されておりますので、その水位がわかればおおむね宮川の古川町については水位は予測することができます。ただやっぱりこれだけでは不足する。というのは、宮川につきましては、過去の歴史をみると従来は宮川本流が洪水を起こしているということでしたが、護岸工事が進むにつれてこんどは逆に本流でなくそれに続く支流のほうがこんど洪水を起こす危険性がでてくるということになっております。したがってそれにつきましていま県のほうで危機管理型簡易水位計ということを設置する事業を進めておりますので、いまそちらのほうに4カ所一応要望をしております。その結果を受けまして、まだ不足する等が起きましたら市で設置する等の検討を実施したいと考えております。

○10番（洞口和彦）

1カ所設置する水位計が危険水位に達したという場合に何カ所くらいで点検されるという予定ですか。宮川全体では。

◎議長（高原邦子）

洞口議員、数字的なこととか通告がないことはちょっと。

○10番（洞口和彦）

はい、わかりました。そういう機械が水位が上がってきている場合には宮川近辺ですね、どこかで観測するような場所はありますか。実際目で見て。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

宮川で直接水位を観測するところについては、私残念ながら承知しておりません。しかしながら先ほど言ったようにその水位を測定することによって前後する、たとえば上流側、下流側のおおむね水位はそれぞれ計算されて推定されておりますので、その水位に達したときにそれぞれのところに避難勧告等の発令というかたちになってきます。

○10番（洞口和彦）

この問題で最後になりますが、いま気象庁もですね、地域と密接なこの連携をとりながら防災対応支援チームというのをことしの5月ですか、1日に発足されていますが、やはり気象庁の情報というのがやっぱりかなりはやく分析してやるということは、この事故を防ぐ大きな要素だと思いますが、気象庁との連絡関係は密にされていますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

気象庁につきましては、現在気象台庁と市長のほうに一応直接ホットラインといいましか、お互いに携帯電話を交換いたしまして、何かあったときは直接助言等を行うというシステムになっております。われわれ現場レベルのほうにつきましても、それぞれ直接の電話関係は承知しておりますし、つねに顔の見える関係は築いております。

また特定の水位等達した場合は、間髪いれずに私どものほうに連絡をいただくような体制をとっておりますので、それについては連携はとれていると感じております。

○10番（洞口和彦）

万全とはいかないけれども、いろんな対策を講じられているということ、痛感いたしました。またこれに増してですね、現実化するように、市民が軽く理解できるような、そういうですね、防災計画をしっかりと立てていただきたいと思います。

では2番目の質問に入ります。クリーンセンターの運営についてご質問いたします。飛騨市のクリーンセンターはですね、環境と安全に配慮し、人と地球にやさしい施設として平成25年3月に竣工されました。市民の安心で快適な暮らしを守るため、焼却処分における環境への影響を最小限に抑え、安全な施設の運営をされ、ごみの減量化にも積極的に取り組まれています。また長期的に安定した設備維持を目的に清掃施設整備事業基金としてですね、積み立てをはじめ安全安心な施設運営のためにですね、平成44年度までの長期保全計画を策定されています。また予防的保全の備えにも努力されています。そこで今後のクリーンセンターの運営や市民の多くがもやもやしている火災調停の展望について伺いたいと思います。

1つ目にはですね、クリーンセンターの運営の現状はどうなっているのでしょうか。クリーンセンターの運営には年間約1億7,000万円との多額の費用を要しているため、ごみ分別をすすめ、ごみ減量化の取り組みが進められています。今後人口減少や減量の取り組みによってですね、この強化によって、今後想定されるごみの量は、どのようになっていくのか、想定されているのでしょうか。伺いたいと思います。また、現在のクリーンセンターのですね、稼働能力と現在のごみ等の焼却についての状況はどのようになっていくのか。将来における稼働率や運用時間をどのように想定されているのかについて伺いたいと思います。

2番目にですね、広域利用の対応についてお伺いいたします。人口減少に伴う自治体運営も難しい、厳しいものと今後想定されています。今後は広域での利用も考えていかなければならないし、検討も必要と考えます。道路要望等はですね、三市一町村連携して進めて話し合いをされています。今回ほかにはですね、どのような分野で広域利用についての話し合いがされているのか。また今回下呂市ではですね、未完成の設備で増加するごみが処理しきれないためですね、約200トンのごみを富山の業者に委託の予算が今回の議会で提案されています。飛騨市もクリーンセンターが火災のときにはですね、お隣の高山市にどれだけか理解をいただいてですね、処理を依頼してきました。今回下呂市よりですね、このごみ処分についての飛騨市への何とかできないかというような問い合わせはなかったのでしょうか。

また具体的に広域連合における話し合いの中でですね、ごみの処理問題やクリーンセンター利用の話し合いはされたことがあるのでしょうか。もしされていれば、どのような話し合いをされているのでしょうか。

また飛騨市としてはですね、近隣市町村での故障等による受け入れや希望された場合の検討というのは、検討をですね、話し合われているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

3つ目にはですね、クリーンセンター火災損害の調停の現状と今後の課題と問題点についてお伺いいたします。クリーンセンターの火災による火災原因とですね、施設の施工業者に損害賠償を求めるためにですね、昨年の暮れに訴訟費用400万円が補正で決議されました。

1月には裁判所に訴訟をするということでございましたが、その後どのように進めてきたのか。進展はあったのか。現状と今後の対応について、伺いたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 大坪達也 登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、クリーンセンターの運営について、お答えいたします。

まず、クリーンセンターの運用の状況についてであります。飛騨市のクリーンセンターの処理能力は、年間約6,000トン、一日当たり25トン、16時間稼働で運営しています。

過去5年のごみ焼却量の状況は、平成25年度5,949トン、平成26年度5,818トン、平成27年度5,835トン、平成28年度5,697トン、平成29年度5,692トンとなっており、減少傾向にあります。

将来におけるごみ処理量の想定であります。飛騨市一般廃棄物処理基本計画の中で平成39年度までの推計を行っております。平成34年度は5,221トン、平成39年度は4,849トンの予測をしております。処理能力25トン、16時間稼働に対する稼働率は平成34年度で87.0パーセント、平成39年度で80.8パーセントとなっております。

次に広域利用の対応についてであります。今般、下呂市よりごみ処理の依頼、問い合わせについてはありませんでした。ごみ処理などの話し合いについては、高山市、下呂市、飛騨市、白川村で構成する飛騨地域廃棄物処理事業対策協議会があり、廃棄物処理事業が円滑に運営できるよう活動しております。その中での協議で、広域連携でのごみ処理についての議題はありませんでしたし、個別の話し合いが持たれたこともありませんでした。

近隣市町村で施設故障等が発生した場合のごみの飛騨市への受け入れについてであります。現在検討しておりません。しかし、飛騨市クリーンセンター火災時に高山市、富山市に御協力いただいたことから飛騨市で協力できることの検討は必要と考えております。

仮に検討を進める場合は、まず第一にクリーンセンター建設時に協定を結んでおります地元区との協議が大切となってまいりますし、次に施設の処理能力、運転計画等、実務

的な検討に進むと思います。

最後にクリーンセンター火災損害の調停の現状と今後について、お答えいたします。

昨年12月の補正予算により訴訟提起等の費用を議決いただき、平成30年1月24日に弁護士との委託契約を結び、3月20日付けで弁護士を通し、訴状を大阪地方裁判所へ提出いたしました。

5月17日に損害賠償請求事件第1回弁論が大阪地方裁判所で行われ、6月26日に大阪地裁へ追加の証拠説明書を提出する予定であります。

今後の日程につきましては、都度裁判所からの通告により進めていくこととなります。

〔環境水道部長 大坪達也 着席〕

○10番（洞口和彦）

簡潔に御説明、わかりやすかったですよ、本当に。やっぱりまだ今後ですね、やっぱりごみ減少努力されて、若干余裕があるということでございますので、何とかですね、広域への道すじ、これは特にいま国全体もですね、総務省自体が自治体戦略というので、2040年にむけて、この構造の研究。できたらですね、できるだけやっぱり1市だけでなく、広域で取り組むように。特に汚染関係ですね、下水道関係とか公共関係については、お金がもともとつくる場合にかかりますし、維持費もかかりますので、そういう方向で進めていけということになります。対策協議会の中では、このごみについてはまだ話をされていないということですが、飛驒市から何か提案していくような予定はありませんか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

現在のところ飛驒市から提案したことはございませんが、現状としまして御存じのように高山市はごみ処理施設について現在検討中でありまして、下呂市におきましては、焼却炉の更新工事をやっております。という状況でありますので、現在のところはそういうことは行っておりません。

○10番（洞口和彦）

せめてですね、そういう方法がありますので、話題にのせていただきぜひ話し合いをしておいてほしい。急に話を進められませんので、やはりある程度話題を出してですね、話し合いをしていく。そういう姿勢はとってほしいというふうに思います。それからまだ訴訟はかなり進んでいるのかと思っていまして、5月の17日に初めてということで、ちょっと今回の議会ではですね、あんまり聞いてもそう進んでいかない。進展しないということですけども、あえて申し上げますけれども、事故がですね、稼動から3年以内の瑕疵期間内であったということ、これはですね、いま調停をやっていく中でですね、私はこれ大きなウエイトを占めていくのではないかと思っておりますが、この取り組むにあたってですね、そのへんの考えはどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

市の方針という意味でお答えしますが、何度か御説明しましたように市に運転においては過失がないという考えで、あくまでも相手方にあるということで、いま提訴しているところであります。

○10番（洞口和彦）

この項目はあまりこう、こっちから積極的にこの調停に申し上げられることではない。これは重要な問題だというふうな捉え方はされていないのですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

原因はあちらにあるということで、そのことを主張するというので進めているという事は変わりません。

○10番（洞口和彦）

損害賠償をですね、1億2,821万2,962円全額何とかしてほしいという、この訴訟でございますけれども、いまのところはですね、最初のむこうで聞いて、話をこうやったわけでもありませんから、わからないと思いますけれども、ある程度の金額がですね、でて調停するという段階はいつ頃になるとお考えでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

今回の大阪地裁に申し立てましたのは、提訴、訴訟でありますので、そのことで争うということでもありますので、調停ではありません。

○10番（洞口和彦）

提訴であって、全額要求はしてるんですけども、最終的にはある程度の限られた、削られた金額になってくると思うんですけども、そのへんの見通しはこの訴訟の中でいつ頃までに解決するとか、そういうことは全然見通しというのはたっていませんか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

あくまでも私どもの主張は相手方に責任があるということでむかっておりますので、議員おっしゃられるような幾らまでとかそういうようなことは考えておりません。

○10番（洞口和彦）

ここから言っでは、どっちどっちと議論になりますので、また次にですね、ある程度話が進んだ段階でお聞きしたいと思っています。ただやっぱり先ほど言われたように何の

飛騨市側はミスがないわけですから、できるだけですね、方針に沿ったそういう訴訟にしていていただきたいと思います。これで、私の質問、終わります。いろいろとありがとうございました。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で10番、洞口和彦議員の一般質問を終わります。

次に11番、野村勝憲議員。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

皆さん、改めましておはようございます。本日の2番バッターの野村です。それでは早速質問をさせていただきます。現在人口はですね、東京に一極集中し、愛知・大阪など大都市を除いて地方は人口減少に苦しんでおります。さらに日本経済は人口減少や少子高齢化により、国内市場の縮小という構造的な問題にも直面しております。そうした中、飛騨市では来年の2019年は合併15周年の記念の年でもあり、また来年平成からですね、元号が変わるしめの年に残念ながらですね、飛騨市の人口はとうとう2万3,000人台に突入するというところで、農林・商工業を中心に経済面でもですね、厳しい状況が続いてくるとそういうことが予測されます。飛騨市の人口は合併して14年間で約4,000人減少し、税収や消費額も減り、地域経済は縮小するなど疲弊度は増してきております。しかし、私はこの難局をいかに克服し地域の力を発揮するチャンス到来と捉え、大きく次の2点についてを質問いたします。

まず1点目は飛騨市のガバナンスマネジメント体制についてでございます。そして2点目が指定管理3施設と飛騨宇宙科学館カミオカラボについてでございます。まず、大きく1点目のですね、飛騨市のガバナンスマネジメント体制についてでございますが、会社であれあるいは大学であれ、あるいは自治体であれ組織を運営するのに求められるのは統治能力があるのかのガバナンス。そして経営管理ができていくかのマネジメント。さらに法令を遵守し、公平公正に業務を遂行しているかのコンプライアンス。そして危機管理の意識が徹底されているかのこの4点をもっとも重要です。飛騨市は昨年からは組織の見直しにより企画部に秘書広報課、総務部に危機管理課を新設するなど13の課が設置され、また今年度から9人の参事が誕生するなど組織が大きくなってきております。それに伴って、人件費も当然アップしております。問題はですね、その組織がしっかりと機能し、市民に対するサービス向上になっているかが肝要です。私が6月1日、全員協議会で5月17日、公用車の交通事故の公表が遅いなど指摘しましたように、この問題でもですね、市民の方々から「なぜ」、「どうして」の疑問や苦言が多く寄せられております。そして、本日の新聞報道のとおりです。そこで、飛騨市はですね、ガバナンスとマネジメント体制がしっかりととられているのかの視点に立って、具体的な事案をあげて質問を進めてま

います。

まず養護老人ホーム和光園の整備事業でございます。この整備事業は、国の合併特例債約8億円と県からの補助金1億円などを財源にトータルで約9億8,000万円の大型事業で完成は来年の3月までと聞いております。

そこで、次の3点を質問いたします。まず1点目が私は現場を見てきたのですが、6月13日現在、基礎工事に着手されていないのはなぜなのでしょう。2点目、いまの状況で来年3月31日までに完成し、4月1日よりですね、待望の新しい和光園として、運営できるその段取りなのでしょう。3番目が今年度内に完成しなかったら国あるいは県からの補助金に影響が出てくるのではありませんか。そして最後にですね、農林水産省が現在進めております農泊についてでございます。農山漁村の活性化と観光振興等を目的に農水省が進めております農泊事業に飛騨市は民間3社と飛騨地域里山資産活用協議会を昨年10月に設立し、本年度農水省からの補助金の獲得のため、申請準備をしていたということですが、締め切り直前の3月に申請を断念したことを私ども新聞報道で知ったのみです。そこで、次の3点を質問いたします。

まず、1点目は農泊の申請を断念した最大の理由は何だったのでしょうか。2点目、農泊、民泊は地域資源の有効活用や地域の競争力を高める活性化につながるだけに市が先頭に立って、地域の合意をはかるべきではなかったのではないのでしょうか。3点目、農水省は2020年までに農泊地域を全国に500カ所つくりたいとっておりますが、飛騨市は今後農泊に参画していかれるつもりでしょうか。以上について、お願いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは農泊の事業につきましてお答えをいたしたいと思っております。

この件ですが制度の正確な理解がされないまま、多くの誤解を招いておりまして、きちんと説明をする機会がほしいと思っていました。タイミングよく質問をいただきましたので、長くなりますが、詳しくお答えしたいと思います。複雑ですのでぜひメモをとりながら聞いていただければと思います。

まず農泊ですが、農泊とは何かという話ですが、伝統的な生活体験や農山村地域の人々との交流を楽しみながら農山村での滞在型旅行を楽しむというのが農泊でございます。まさしく飛騨市が進めようとしている観光振興の取り組みそのものでありまして、大いに推進すべきものというのが基本的な考え方でございます。

他方で、議員がご質問になりました今回新聞等で話題になっておりますのは、農林水産省の「農山漁村振興交付金」をめぐる運用及び手続きの話でありまして、農泊を推進するかどうかとは全く次元の違う話であるということをおまづ頭においていただきたいと思います。

そのうえで経過を申し上げたいと思いますが、この交付金事業ですけれども、市が初めて話を聞いたのは、昨年の6月16日です。6月16日。市内の事業者である株式会社美ら地球から本事業に応募したいという旨を伺いまして、応募するためには市町村を含む協議会を設立する必要があるということで、参画を依頼されました。

この交付金なんですけど公募された事業は3つありまして、一つ目が農泊推進事業、二つ目が人材活用事業、三つ目が施設整備事業です。この中で株式会社美ら地球が応募されると、応募するとされた事業、つまり市に協議会に加わってくださいと言われた事業は農泊推進事業と人材活用事業のソフト事業のみで、ここには施設整備のハード事業は含まれておりません。ここが重要なところであります。この要請につきまして、市は、農泊は推進すべきという立場でございますので、協議会への参加を承諾し、いわばオブザーバー的に参加をするということにしたわけでございます。

この交付金事業の企画立案、申請準備は全て株式会社美ら地球によって進められまして、株式会社美ら地球と株式会社柳組、白栗不動産、市の4者が協議会を構成するということかたちで、そして株式会社美ら地球代表取締役の山田拓氏が代表となるかたちで、2週間後の6月30日に農林水産省に実施提案が行われたとこういうことでございます。

これは提案でございまして3カ月後の9月22日に、農林水産省から株式会社美ら地球の山田代表宛てに補助金等交付候補者として選定がなされた旨の通知があったということです。

そうするとこれから本格的な申請をしなければいけないということでありまして、これを受けて、10月17日に、「飛騨地域里山資産活用協議会」が発足したということがあります。ここで決まった事業は何かといいますと、平成29年度は、飛騨古川市街地や周辺部の空家物件の調査をする、それから住民参画を得るためのワークショップをやる、啓蒙イベントをやる、先進地視察をする、メディア等のモニターツアーをやる、そして構想策定を委託するとこういう内容でございました。そして平成30年度は、ウェブサイトのリニューアルする、動画映像をつくる、研修生の受け入れを行う、このようになっていたわけございまして、このソフト事業について事業計画が農林水産省から承認され、交付決定がきたのが11月20日でございます。

そして、11月20日に交付決定がきましたのでそのあと事業が始まるわけでありまして12月から事業が始まります。12月末と1月初めに京都、新潟への先進地視察が行われ、啓蒙イベントとして、2月18日に養老孟司氏の講演会が行われたとこういうことでもあります。

ところが、この事業が始まって2月ほど経った1月30日に、市内の観光事業者であるHIDAIIYOの松場慎吾代表が私のところに来られまして、この協議会を母体として、株式会社美ら地球が施設整備の補助金を申請しようとしている、市が加わった協議会で巨額の補助金を受けるということは適正な競争を阻害するのではないかということ私のところに行ってこられたわけでもあります。

この時点で私も担当者も、先ほど申しあげたような事業内容で進んでおったわけでありますから、そのような施設整備の事業計画があるとは全く認識していない、現実に農林水産省に採択された事業計画にもなんなら記載されていないということでしたので、私はすぐに事実について調査をしてくれということで、調査についての指示をいたしました。同時に、そもそもこの協議会にもっと幅広い事業者に加入してもらうべきなのではないかと、そしてお互いの考えを存分に述べ合ってもらうべきなのではないかということをお願いしまして、株式会社美ら地球に対策を要請したところでございます。

その結果、2月14日に事業者向けの説明会が行われました。3月2日にはさらに広く市民に対して、協議会が行う農泊事業の説明会が開催されたということでございます。この3月2日の説明会の席上、ハード整備についての質問が相次ぎ、この場で株式会社美ら地球の役員から飛驒市内で施設整備を考えている旨が明らかにされたわけでありますが、具体的な進め方についての言及はなかったということでございます。

そうした中、3月12日でございますが突如、株式会社美ら地球から市に対し、新たに施設整備事業の申請を行いたい旨の申し出がございまして、申請に必要な市の認定書を出してほしいとの要請がございました。締め切りが3月23日でございます。3月12日に要請を受けまして締め切りが3月23日でございます。わずかに11日前のことです。これが今回の騒動の発端でございます。誤解はここで拡大したわけであります。

誤解の原因、これは施設整備事業の仕組みが関係者に理解されていなかったことだと私はそう考えております。そもそもこの補助制度では、協議会に入っている法人や団体これが施設整備の申請主体となるわけでありますが、協議会そのものは申請主体になるということができない、つまり市が入っている協議会が施設整備をするということはないわけであります。

ですから市が施設整備を主導するというのも当然ないわけであります。

それどころか、市は、民間企業が行う事業内容が、農林水産省の求める要件に合っているかどうかを判断する「審査庁」の立場にあるわけでありますから、審査をする人間が申請をするなんていうことはない。これがこの制度の基本なんです。

ところが市が加わった協議会が申請するかのように誤解されたと、こういうことでございます。実は事業主体の株式会社美ら地球ですら説明会で同様の趣旨の発言をされました。我々もその点を早い段階でチェックして明確に指摘しておけば良かったのですが、そこが十分にできていなかったために、誤解がどんどん広がっていきました。そして大事なことは、ホームページでこの募集要項は誰でも簡単に入手できるわけです。関係する人が募集要項に目を通せば、言っていることが違うということがわかるわけでありますけれどもしっかりと事業の仕組みを理解しようとした人は少なかった、というのが現実ではないかと思えます。

その結果、3月21日の新聞報道で議員がご指摘のような新聞報道がなされて、さらに誤解が広がったとこういうことでございます。

それで、話を戻しますけども、市はその3月12日に申請を出してほしいと言われたわけですね。

締め切りまで10日しかないわけです。何らかの対応をするということが迫られたわけですね。

その認定は何をするかといいますと、5つの要件をこの事業計画が満たしているかどうかを市が判断しなさいということです。

その5つの要件というのが、まず、施設整備の事業が使われていない建物を有効活用するものであるかどうかこれが1つ。2つ目が地域で取り組む農泊の推進に活かされた改修であるかどうか、これが2つ目。それから3番目、これが大事なんです、地域に所在する既存施設との調和を図り、一体となって農泊に取り組むような事業計画であることこれが3つ目です。4つ目は、自然環境や景観への配慮。5つ目は歴史、文化の特性魅力を活かしたものであること。こういうことでありまして、この3つ目の判断が最も難しいとこういうことは見てすぐわかりました。ところが判断基準がないわけですね。そこで東海農政局に聞きましたら東海農政局はその判断基準は自治体に任せる、つまり飛騨市に任せるということでしたので自分たちで基準を考えないといけません。そこで我々としては、この地域の既存施設の調和、一体となって取り組むような事業計画というのは市内の関係事業者、観光関係者等が十分な議論を行って、そのうえで必要だとされる施設の整備についておおむねの意見を集約するというプロセスを踏んだ状態にあれば、この条件を満たすものだと判断したわけですが、先ほど申し上げてきたように、協議会がそもそも始まったばかりでメンバーも少なく、十分な活動もできていない、で加えて、補助金獲得に大きな懸念の声があるということであれば、当然要件を満たしているとは考えづらい状況にあるわけですね。しかし、そうした状況にあることを明確に調査、証明する時間もないわけですね、であれば代替手段として市内の関係事業者に書面で了解を取り付けてきてほしいと、それができれば、合意形成ができているという判断をしましょうと、折衷案としてそういう案を申し上げたわけですね。

しかし、結果として全員分の了承を取り付けることはできなかった。したがって、市としてはこの条件を満たしていないという判断をいたしまして、3月23日に認定を見送るという旨を株式会社美ら地球に通知をしたとこういうことでございます。

これが全体の経過なんです。

そのうえで、3点のご質問にお答えします。順番にお答えいたします。

まず、1点目。農泊申請を断念した最大の理由はこういうことですが、今ほど申し上げたように、そもそも申請主体ではないのです。市は、したがって申請していないわけですね、断念もしていません。申請もしていなければ断念もしていないというのがお答えであります。

それから2点目。「市が先頭に立って合意形成を図るべきではなかったのか」というご趣旨でございますが、申し上げましたように、協議会の活動が始まって間もない段階

で、突然、施設整備の交付金にかかる相談がなされ、わずかな間に市に認定を求められる事態となったわけであります。時間をかけて事業を進めているのであれば別ですが、こうした状況の中で、わずかな期間に特定の事業者へ便宜を図るようなかたちで市が先頭を切って合意形成を図る理由はない、このように考えたところでございます。

それから3点目。「市は今後農泊に参加していくつもりなのか」ということでございますが、これは農林水産省の施設整備補助事業に手を挙げるつもりなのかというご質問と理解させていただきます。市がこの交付金事業を活用して施設整備を行うというつもりはございません。

また民間に対して交付金の活用を推奨していくというつもりもございません。

なぜなら、すでに飛騨市内では複数の若い事業者の皆さんが、自らリスクを取ってゲストハウスの整備を進めておられて、セットで体験型のプログラムを造成されるなど、すばらしい運営をされておるわけであります。そして実績を上げておられるわけであります。今現在も古川町内で新しいゲストハウスの整備計画が進んでおります。

私としては、そうした若い人たちの動きを後押しすることが重要ではないかと考えておりまして、ゲストハウスの整備や農泊の推進に対して、現在市が行っている起業化補助金による支援を拡充すること、これは検討したいと思っておりますが自ら施設整備をやるというつもりはございません。

なお、この交付金事業でございますが、今年度、先ほど申し上げたように今年度までが事業期間ですからまだ事業期間が残っております。それで人材育成事業や動画制作などのソフト事業を行うという事になっておるわけでありますがこれらについては、東海農政局から市が中心になってこの際進めていただけないかという要請もございますので、今後市が主導的な立場で議論を行うとともに、予定されているソフト事業をこなしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

養護老人ホーム和光園整備事業についての1点目の基礎工事に着手できていない理由についてお答えいたします。

市では、養護老人ホーム和光園整備工事の発注にあたり、建築確認審査機関へ、平成29年12月5日建築確認申請書の提出を行いました。

審査機関とも事前に打合せを行っていたことから、平成30年1月上旬には確認済証が交付されると想定しておりましたが、今回の案件では、一定規模以上の建築物に対する「構造計算適合判定」が含まれており、審査機関から構造に関する51項目の追加説明を

求められました。

このことに関する説明資料の提出や、協議などに不測の日数を要したことにより、確認済証の交付が平成30年4月25日となりました。基礎工事の着手が遅れたものでございます。

なお、交付を受けた後、施工図の作成や資材の納入などを行い、6月18日から渡り廊下棟の杭工事に着手いたしました。

2点目の平成31年3月31日までの新和光園の完成についてお答えします。建築確認済証の交付が平成30年4月となり、着工が遅れた期間と冬期間に入っただのコンクリート打設が予想されることから、平成31年3月26日としていた工期では完成はできないため、平成31年9月末の約6カ月程度の工期の延期が必要と考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

3点目の国や県からの補助金への影響についてお答えいたします。

和光園整備事業は、県の老人福祉施設等整備費補助金の採択を受けております。県へ確認した結果、平成29年度から平成31年度までの3カ年事業への変更は可能であるとの回答を得ております。また、合併特例債の発行期限が、この4月に5年間延長され、合併後20年間となったことから、予定していた特定財源への影響はありません。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○11番（野村勝憲）

ただいまの和光園についてでございますけれども、6カ月大きくずれるということなんですけれども、一番問題なのが確認事務所ですか、そこのですね、コミュニケーションというのは、実際とれていたんでしょうかね。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

建築確認申請を出すまでの設計等は昨年度コンサルに委託して、発注しております。その中で随時協議、こういうものは大丈夫かという協議を行いながら進めておったところでございます。最終的な申請と提出をした時点でどの項目がいくつか、先ほど言いましたように51項目追加の説明があったということでございます。

○11番（野村勝憲）

当然業者はですね、この来年の3月までに完成するんだということで工程表をつくってですね、そのスケジュールによってですね、社員なりですね、現場の方々がですね、配置されていると思いますけれども、残念ながら18日ということで、おとといからという

ことなんです。そうしますと、当然着手期間というのはですね、もっと早くにということだったと思います。さらに来年度の工程が6カ月遅れるということになってきますとですね、私は業者サイドに立った場合ですね、当然そういったときですね、たとえばいままでのですね、やっぱりスタッフだとかですね、現場の人たちの手当てをされていたと思います。そうは言っても簡単にじゃあ次の仕事にと、これだけの仕事をですね、配置できるものは、この飛騨市にはないと思いますが、もしですね、そういったことで業者側からですね、万が一ですね、補償してほしいとその間のものということになった場合はどのような対応をされるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

明日の質問にもございますので、あれですが、基本的には工事を発注してからの工期が延長されることによって伴う変更増額というのは、現在飛騨市では採用しておりません。それから現場についてはですね、実際杭が打てるのではないかとまずはその着工の話が入ってもいい悪いというのがはっきりしない段階で物が搬入されたということが現実としてありますので、その物を運んだりした実際の運搬、そちらのほうの関係で手戻りが起きているということは把握できております。今後につきましては、その一覧のほうの誰がどういうふうこれをみななければいけないのか、とかそれがいくらなのかとか、いうことを調査しながら今後決めていきたいと思っております。

○11番（野村勝憲）

そうしますと現段階では業者さんのほうからですね、やっぱりちょっとクレームとかそういったことは出てないんでしょうかね。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

クレームと言いますか、現実として事実こういうことがありますということで、うちの職員と建築業者の方との打ち合わせの中ではこういう事実がありますということまではきております。今後については、今後協議しながらやっていくというふうで打ち合わせ済みでございます。

○11番（野村勝憲）

ぜひですね、コミュニケーションをとっていただいて、スムーズに行くようにぜひお願いしたいと思います。

それから農泊についてですけれども、先ほどですね、京都・新潟に先進地として視察に行かれたということですが、具体的にですね、どういうスタッフで、いつ京都あるいは新潟、自治体含めてどのような視察だったのか、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

◎議長（高原邦子）

ちょっと野村議員、数とかかずとかはちょっと通告外で。

いいですか。

答弁を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

お答えさせていただきます。新潟につきましては1月8日に里山十帖というところに視察に行っております。参加者は2名で、中核事業者が行っているというふう聞いております。京都につきましては、2月26日から2月27日に丹波篠山、NIPPONIA（ニッポニア）他というところに行っていると聞いておりまして、このときの参加者は4名で中核事業者と市役所とあと関連事業者というふう聞いております。

○11番（野村勝憲）

私もいろいろ視察にですね、政務活動費を使って行かせていただいておりますけれども、私も非常に参考になるところがあると思いますので、ぜひですね、今後ですね、いま2カ所行かれたわけですから、先ほどは民間主導というような話だったですけども、ぜひバックアップをですね、市としてもお願いしたいと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように農政局から市がリードしてほしいという要請もございます。逆にせつかく国費がついているわけで、市の持ち出しがないわけでありましてから上手に使わせていただきたいなと思っております。

○11番（野村勝憲）

ぜひですね、前向きになるようお願いしたいと思います。それではですね、大きく2点目の指定管理3施設と飛騨宇宙科学館カミオカラボについてを質問させていただきます。まず地方自治法244条の2、第10項で述べております地方公共団体の長は指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地（現場）について調査し、又は必要な指示をすることができることと謳っているわけですね。このことを踏まえ、指定管理施設等について質問と私からの提案をいたします。まず1つ目が、指定管理3施設の全国公募についてですね。これは今年度からですね、全国公募、昨年12月に1カ月間でやられたようですけども、ぜひ来年度のですね、指定管理施設の公募はですね、もう少し早めてもらいたいということで、まず既存の指定管理施設の中で、注目されるのは、まず1つが飛騨古川味処施設です。そして2つ目が飛騨古川まつり会館。そして3つ目が飛騨市道の駅宙ドーム神岡の3施設です。この際、3施設ともですね、指定管理の期間を全て5年に統一して、現在飛騨古川まつり会館は2年になっておりますけれども、公募の開始はこの秋から、9月からとして、従来のインターネットの公募に加え、せつかく

飛騨市ファンクラブができて2,000名を超える人たちに参加してもらっているわけですから、ここと関東飛騨市会あるいはふるさと納税の方々にもですね、ご案内をして、そして楽天さんからですね、出向いただいているわけですから、楽天グループのネットワークあるいはひだしんさんから出向いただいているわけですから、そういったところを幅広くですね、活用して広く募集されたいかがでしょうか。

そして2点目が飛騨古川味処施設の運営についてです。この1年、古川町内では食事処を兼ねた喫茶店が2店舗、中華の店が1店舗、計3店舗がなくなりました。議会でもですね、長いことお世話いただいた弁当屋さんがこの5月をもって廃業されたようです。このようにですね、民間業者にはたいへん厳しい状況が続く中、味処古川協会は昨年度の売り上げが約6,080万円と好調に推移していると聞いております。その一方で、市民や事業者からは苦情や疑問の声や手紙が届いており、市はしっかり指定管理施設をその都度チェックしているのかの声を聞きます。たとえばですね、すぐ近くにあります岡田屋さん。岡田屋さんにつきましてはですね、名前を出してもよろしいかということで、事前にご了解をいただいております。岡田さんはですね、25年前から五平餅とみだらしだんごの二本柱で飛騨古川の味として売り出して現在生活されてきているわけですね。ところが一昨年の夏から全国でアニメ映画「君の名は。」が上映されるのを機に味処古川協会では、岡田さんと同じ仕入先から五平餅の生地を購入し、仕入れ先は高山市のようなですね。同じ五平餅の販売を開始し、その結果岡田さんは、やむなくですね、20年以上取り引きをされていた仕入れ先をですね、変更せざるをえなくなったということを経手紙でもお言葉でも聞いております。このことは、昨年7月、市民と議員との意見交換会で岡田さんが直接話され、全員議員が聞いており、そのときですね、私の記憶では、森議員が答弁をされたと思っております。五平餅につきましてね。この問題はですね、全員議員が把握している事案だと思います。一昨年の秋、私から当時の市の担当部長にこのような手紙があつて披露しますけれども、届いているので善処すべくお願いをしております。しかし、味処古川協会では、いまでもですね、入り口にですね、「巡礼のお客様」と称して、「君の名は。」のポスターの下にですね、飛騨古川の感想をノートに書いていただければ、50円を値引きしますと。250円を50円ということですね。値引きというか200円です。参考までに岡田さんは値引なしで200円でやられております。そのように五平餅を販売されております。

そして最近は何のことも、宅配何のこともいろいろと私のところにですね、意見やあるいはほかの議員にもそうですね、出てきておるようです。そこで、これを前提にしてですね、次の5点について質問します。

まず1点目が飛騨古川味処施設の運営目的をわかりやすくお示してください。2点目が土地は民間から借りているとのことで、これは市が借りているわけですね。飛騨市は、地主さんに年間いくらくらい支払っているのですか。また家賃や固定資産税はどのようになっていますか。3点目、味処古川協会の売り上げは、平成26年にスタート時は、約3,

800万円、平成29年度は6,080万円と毎年ですね、1,000万円単位でアップしてきているようです。当然、新しい事業が加えられてのアップだと思います。その事業名は具体的に何だったのですか。そして、事業を起こすにはですね、当然ですね、市側にこのようなことをやりたいという事前の打診もしくは打ち合わせがあったと思います。そのことを教えていただきたいと思います。そして4番目、平成26年度に市と基本協定書を交わしたときの味処古川協会の代表者名は森要さんと聞いております。そして、今日の代表者名は、変わっていると聞いております。なぜ、代表者名が年度年度変わってきているのか、その理由と具体的な名前を教えてください。5点目が観光客はもちろん、飛騨市内ではですね、一番集客しやすい場所なんですね。まつり会館もあれば古いまちなみもあり、瀬戸川もあり、情緒の町として売り出せる、まさに一等地。ですからこの一等地をですね、いかすためにもですね、次回の公募からやはり家賃をですね、とるとかですね、たぶん普通財産ではないから家賃は、という話はでると思いますけれども、終始そのへんもですね、踏まえて、やはり周囲の商売をされているところとですね、バランスが崩れないようにですね、そのへんも考えていただきたい。そういうことをお答えいただきたいと思います。

それから飛騨古川まつり会館についてです。平成26年度から平成28年度までの入館者数は年間大体2万人いたりきたりだったですね。しかし、昨年度は当然その前のアニメ映画の効果もあって、そして料金を下げましたね。そういうことで利用しやすい、入りやすい料金になった。これは、たしか高岡のまつり会館と大体ほぼ同じような料金だったと思いますけども、現在29パーセントアップの2万5,817人ということで大きく伸ばしたと思います。しかしですね、これは私まだまだ伸びると思います、ここは。そのためにですね、まず入館者アップのため、楽天グループですね、楽天グループさんは御存じのように楽天トラベルももっていらっしゃるし、あるいは民泊関係の関連会社ももっていらっしゃる。いろんな多岐多様にわたってですね、いろいろと情報提供していただけたと思いますので、そことのですね、コラボを提案します。そして、神岡の問題ですけれども、これは問題じゃなくて飛騨市道の駅宙ドーム神岡についてでございますが、オープンしました。私も見てきました。新たなですね、宇宙科学をテーマにしたグッズなども取り入れてですね、新鮮になったなということで、この4月7日からオープンして約2カ月が経つんですけども「宙ドーム物販棟」のですね、売り上げは前年と比べてどのくらいのアップだったのでしょうか。それを問います。

そして最後に飛騨宇宙科学館カミオカラボについてでございます。これについてはですね、古川町にはですね、じつはラボという名前をつけた「ひだラボ」が古川町のですね、皆さん御存じだと思いますけども、旗を立ててですね、ラボの会員を集めていらっしゃる、活性化にはかかっていらっしゃる。これは民間ベースでやられているわけですけども、こことですね、まず差別化を図らなければいけません。ネーミングの問題でね。この際ですね、宇宙科学をテーマに親しみやすいカミオカラボのイメージキャラクターを募集し

て、そして飛び込みやすい名前と一体となったですね、親しみやすいネーミングにしたらどうでしょうか。これは、提案です。

そして最後に飛騨古川まつり会館と同じようにですね、カミオカラボへの集客とさらにこれからですね、知名度をアップしていかなきゃいかんわけですから、先ほど言いました楽天グループさんとのコラボを提案しますが、以上についてご回答をお願いします。

◎議長（高原邦子）

12時まで5分ありますが、答弁が5分ではすみません。野村議員の質問の途中ですけれども、ここで休憩とし、再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時55分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。午前に引き続き、一般質問を行います。午前中の野村議員の質問に対する答弁の中で、追加修正の申し出、発言の申し出がありますので、これを許可します。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

追加修正の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。午前中の野村議員からの農泊関係の追加の質問につきまして、質問はですね、先進地視察について、京都と新潟についての質問であったところ、新潟と兵庫の視察について回答してしまいましたので、京都の視察について改めてお答えさせていただきます。

京都につきましては、平成29年12月27日に「美山Futon&Breakfast」というところに参加者2名、中核事業者で行っております。以上でございます。

◎議長（高原邦子）

それでは、11番、野村議員の午前中の質問について答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、私からは飛騨古川味処施設の運営目的のうち、1番の運営目的のお尋ねと、それから5番目の家賃制度導入につきましては、私からご答弁申し上げたいと思います。まず、運営目的のお尋ねでございますが、これにつきましては過去からの経緯を踏まえてお答えをしたいと思います。飛騨古川味処施設でございますが、もともとのきっかけが、古川町の市街地において増加する観光客、特に団体客向けに食事を提供する施設が無かったということから、収容人数の多い飲食施設・土産物の販売施設を整備することを目的に旧古川町が建設をいたしまして、平成7年5月に営業を開始いたしました。これが、運営目的でございます。いまでも変わっておりません。運営につきましては、当時、住民及び旧古川町が出資し設立された第三セクターである「株式会社 味処飛騨古川」があたるこ

ととなりまして、その後も営業を続けてこられました。

指定管理施設となりまして、引き続き、株式会社味処飛騨古川が指定管理者として運営してまいりましたが、NHK朝の連続テレビ小説「さくら」の舞台となった平成14年頃をピークに、観光客の減少と共に売り上げも減り続けまして、平成25年度末までの期間を残し、平成22年度末に指定管理を返上いたしまして、会社の解散、清算手続きを行うこととなったということでございます。

これに伴いまして、新たに指定管理者を募集しましたところ、応募者は社団法人飛騨市観光協会のみであったということから、平成23年度から3年間の契約で運営をすることとなったということでございます。新たな経営体制の中で、初年度こそ約50万円の黒字になりましたが、2年目には6万円の黒字まで下落し、3年目の平成25年度は75万円余の赤字となり、契約期間満了をもって、撤退されることとなりました。

それで、平成26年度からの指定管理者の募集を行ったわけですが、この際、味処の運営にあたっていた方々が新たに「味処古川協会」を設立して応募されて、ほかにもう1社応募がございまして、選考の結果、「味処古川協会」が指定管理者に選定され、現在に至っておるということでございます。これは、ご承知のとおり市からの指定管理料は従来からゼロ円で、市からの資金投入は一切行っていないということでございます。議員、ご指摘のとおり、映画「君の名は。」による観光客の増加や新たな事業展開等により、売上げ自体は年々増加をいたしております。しかし当然、新事業に伴う人件費、原材料費等の支出もあわせて増加しているため、経営的には厳しい状況が続いているというふうに見ております。その額を具体的に見てみますと、初年度平成26年度、観光協会から事業を引き継いだ際の備品購入や、仕出し弁当事業を再開するにあたっての設備投資などの影響から約300万円の赤字になりました。平成27年度、来店されるお客様の減少と弁当事業対応の従業員を雇用したことなどの影響から約460万円の赤字となっております。平成28年度でございますが、「君の名は。」のブーム等の影響のおかげで赤字幅は約60万円というふうに縮小いたしましたけれども、引き続き赤字であったということですが、平成29年度、ブームも引き続きの影響のあったわけですが、ようやく約50万円の黒字となったことですが、今申し上げたように、初年度300万、2年目460万、3年目が60万の赤字ですから、これを積み上げれば、非常に大きな規模の赤字が累積していることは、容易に見て取れるわけございまして、今後事業が継続できるかどうか、予断を許さない状況にあるというふうに見ております。

他方、現在の飛騨古川の市街地において、当初の目的どおり観光客の利便性の高い場所で、団体客やフリーの個人客を受け入れ、地元の食事を手軽に提供し、観光客のニーズに応えているという現状、そして、それにかわる施設がない、その具体的な構想すらないという現実に鑑みますと、味処古川は飛騨古川観光の中で大きな役割を果たしていると、このように考えております。そして、その役割を継続していくことが、飛騨市にとっても非常に重要である、必要であると考えております。今後も経営改善や新たな事業などに挑戦

していただきながら、利益が上がる安定した経営としていただくことを期待しているということでございます。

それから最後の家賃導入の話でございます。質問の中でも少しおふれになっておられましたが、指定管理施設は、指定管理料を市が支払って市の施設の管理・運営を行っていただくものでありまして、何らかのかたちで利益が出たときに一部を寄附等していただくような事例は各地にはありますけれども、通常、家賃を支払ってもらうようなことはありません。

議員のご提案である家賃制度を導入するためには、制度的には2つのやり方があります。1つは、行政財産として目的外使用料で家賃を支払ってもらうという方法でございます。もう1つは、普通財産として通常の不動産として家賃を支払ってもらうというこの2つのいずれかということになるということです。

まず1つ目の行政財産の目的外使用ですが、当該施設はそもそも目的に沿った施設でありますから、目的外使用とする理由が立たない、従って行政財産として貸し付けることはあり得ません。

次に普通財産として貸し付ける場合ですが、普通財産にすれば、当然政策目的が無くなりますので、市の関与はできなくなります。当然、議会への報告もなくなります。

味処古川は市の観光の重要な位置を占める施設でありますので、運営について意見を述べていくというためには、市の施設として指定管理というかたちで運営してもらうことが最善の方策ではないかと考えておるところでございます。従って家賃を取ることということは、これは考えられないと、こういうことになるわけであります。

なお、味処古川の指定管理期間ですが今年度で終了いたします。秋から事業者の全国公募を行う方針としております。指定管理期間は5年間で、指定管理料は引き続きゼロ円という前提で考えておりますが、それだけに、現在の経営されている協会にはどんどん新たな事業に取り組んで、利益を上げ、持続可能な経営としていただきつつ、地域の事業者全体にも刺激を与えてくれるような提案が出てくることを期待しておるところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

飛騨古川味処施設の飛騨市が支払っている土地代についてお答えします。飛騨古川味処施設の借地料は、2名の地主さんに対し、年間158万6,833円を支払っております。固定資産税は土地の分については、地主さんにお支払いいただいております。建物は市の所有物であるため、非課税となっております。

次に、味処古川協会の売上げと新規事業の関係についてお答えします。

味処古川協会の売上げと新規事業の関連性は承知しておりませんが、平成27年1月から仕出し弁当事業を本格的に始められております。仕出し弁当事業は、株式会社味処飛騨古川の時から保健所の営業許可を取られ、飛騨市観光協会が運営していた時代には、お客様の求めに応じて実施されており、それを拡充されたものと承知しております。このことについては、もともとあった事業ですので協議があったという記録は残っておりませんが、市に何らかの報告があったと推察されます。

ちなみに、売上げはアップしておりますが、支出も増加しており、仕出し弁当事業を拡充されてもなかなか利益が出ず、市長の答弁にもありましたが、昨年度になってようやく黒字化しております。

なお、指定管理者制度というものは、行政が大きな目的やミッションを示し、その実現のために、指定管理者が民間の知恵と工夫で、自由かつ柔軟に事業を展開し、適正な利益を出していただくという制度であり、利益を生むための努力は積極的に行っていただきたいと考えております。

次に、味処古川協会の代表者がかわっている理由と年度別の代表者名について、お答えします。

平成26年3月27日、基本協定締結時の味処古川協会の代表者は森要氏となっております。

その後、平成28年4月12日付けで代表者の変更届が提出され、森要氏が市議会議員になったことにより、事業に支障をきたしてはいけないとの理由から、代表者が中村輝政氏にかわられたと承知しております。

なお、地方自治法92条の2の議員の兼業禁止につきましては、地方公共団体との請負を禁じた規定ですが、指定管理者制度は請負には該当しないため、市議会議員が指定管理施設の代表者であっても問題ないとされております。

その後、平成29年10月12日付けで代表者の変更届が提出され、中村輝政氏の都合により会長の辞任の申し出があったため、代表者が森芳子氏にかわっております。

代表者の変更については、味処古川協会の都合によるものであり、市は変更届を受領いたしましたが、市の方からコメントする立場には無いと考えております。

次に4点目の飛騨市道の駅宙ドーム神岡についてお答えします。

本年4月7日に新物販棟がオープンし2カお月が過ぎました。以前の物販棟より狭くなっていますが、かえって商品が見やすいと好評を得ております。

オープン後2カ月間の売上げにつきましては、4月が415万2,000円、5月が642万9,000円となっており、前年同月との比較はそれぞれ131.9パーセント、108.5パーセントとなっております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

指定管理施設の公募の件についてお答えいたします。指定管理施設全般の基本的な考え方としまして、指定管理期間については、今後、5年としていきたいと考えています。また、全国公募の開始時期につきましては、秋頃をめどとして開始していく予定でございます。さらに、公募の周知に関しましては、機会均等の観点も考慮しつつ、同様の施設を手掛けることができる事業者の目につくようなかたちで広く周知を図っていきたいと考えております。

次に飛騨古川まつり会館への入館者数アップのために楽天グループとコラボしてはどうかのご提案をいただきました。

楽天グループとの連携につきましては、平成28年度に締結した連携協定の項目に沿いながら、楽天グループの強みや仕組み、楽天社内で行えることやできないこと、こういったことを踏まえまして、ひとつひとつ検討を重ねており、連携ができる部分は積極的に取り組みを進めているところで、飛騨古川まつり会館への支援もこうした中で協議をしていきたいと考えております。

なお、本年度におきましては、東京大学・楽天・飛騨市の3者で「ローカルイノベーションキャンプ」と題した地域課題解決への取り組みを開始しております。また、今後、楽天本社の社員食堂で飛騨市のお米を利用させていただき、おいしさを理解していただいたうえで、楽天の持つ市場・販路と連携した電子商取引の拡大につなげていく取り組みなども実施する予定であることを申し添えさせていただきます。

次にひだ宇宙科学館カミオカラボについてお答えいたします。

「ひだラボ」につきましては「一般社団法人まち起し盛り上げ隊」がインターネット上で運営する飛騨市の生活情報発信サイトでございます。カミオカラボとは全く別物でございます。間違えることもないということでございます。差別化を図る必要はないというふうに考えてございます。

また、イメージキャラクターにつきましては、現状では考えておりませんが、今後、運営していく中で必要であるかどうか検討していきたいというふうに考えております。

楽天グループとの連携につきましては、先ほど「飛騨古川まつり会館について」お答えしたとおりでありまして、連携できる部分は取り組みを進めていきたいと考えていますのでご理解をお願いいたします。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○11番（野村勝憲）

それではですね、味処古川協会を中心に再質問させていただきます。先ほどですね、平成26年、300万赤字という説明がございましたけども、新しくですね、平成27年の1月から先ほどは仕出し弁当事業という名称で言われましたけども、これは従来の仕出し弁当事業の延長と考えてよろしいのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

はい、従来の弁当事業の拡充を図られたというふうに考えております。

○11番（野村勝憲）

そうしますと、食材は具体的にはどのようなところから仕入れられているのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

はい、いま行われている弁当につきましては、やどかり弁当というところから仕入れられているというふうに伺っております。

○11番（野村勝憲）

いまはですね、そのときもそうだったと思いますけども、平成26年度、すなわち平成27年の1月からはですね、要するに弁当事業というのはこのお弁当、これは市役所の中でも配布されております。いわゆるやどかり弁当というやつですね。やどかり弁当。これは私、東京東麻布のGLOG（グルグ）さんから直接にこうやって資料を取り寄せました。ということで、このやどかり弁当で間違いありませんか。仕出し弁当というのは。

□商工観光部長（泉原利匡）

はい、やどかり弁当ということをお伺いしております。

○11番（野村勝憲）

そうだと思います。やどかり弁当というのは、フランチャイズシステムをとっているんですね。全国に去年の段階で300店舗がですね、加盟されていますわ。そこで、問題はですね。先ほど平成26年度、300万円の赤字ということでしたけれども、まず平成27年度に加盟された、平成27年の1月。そのときにですね、加盟するための330万という費用が必要となってくるわけですけども、こういった費用がですね、要するに分割じゃなくて一括で支払わなきゃいかんわけですね。おそらく平成26年の12月ころまでには支払って、1日から新しい事業を展開するということをおっしゃるんですね、この中に明記しております。導入コンサルタント費用というものです。これについては、市に相談はありましたか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたけれども、何らかの相談はあったのではないかと推察されるということでございまして、具体的には相談があったかどうかわかりませんが、何らかのお話はあったのではないかとと思いますが、そのフランチャイズ料

というか、そういうお金の話までできたかどうかは定かではありません。

○11番（野村勝憲）

そこでやっぱり問題になってくるのはですね、要するに農泊との関係ですけれども、やはり民間を圧迫しては、要するに指定管理施設ですからね、あくまで。お金は入っていないかもしれないですけれども、要するに市場が小さくなっていっているんですね、人口減少によって。パイの食い合いになってきている。そういう状況の中でですね、私そこで冒頭に申しました地方自治法第244条の2第10項では、「業務について報告を求め、現場について調査する」と述べておるんですが、なぜこのような問題をですね、議論されなかったのか。そして契約はですね、契約期間というのは御存じですか。3年間なんですね。で、いま3年過ぎまして、4年目に入っております。となってくるとですね、当然、4年目に入る前に報告や相談はなかったんでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

弁当事業につきましては、継続でやられておりますので、4年目に入るといふときの相談といえますか、そういうことはなかったというふうに思っております。

○11番（野村勝憲）

そうしますと、もう1点、付け加えさせていただきますけれども、じつはですね、こういうふうにならぬ300店舗以上、最後にですね、ここだけ刷りかえるようになっているんですね。印刷は全て本部でやられておりますね、これはね。それはなぜかという、コストを下げなきゃいかんということで。味処古川ではですね、飛騨の弁当、味処古川と書いて、ここで店名を差し替えて。このメニューというのはね、1カ月、もうすでに7月のはでていると思います。これ、たまたま4月のやつを取り寄せたんですけれど。こういったことですね、こういうものをつくるにあたって、メニューコンサルタント費用というのが発生してくるんですよ。これが月額10万円。レギュラーで年間120万円が発生しているということは御存じだったでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

そのようなことは存じあげておりません。

○11番（野村勝憲）

やっぱりその弁当屋さんからもですね、いろいろ苦情がきております。それから手紙にですね、こういう手紙がすでに私のところに4通、女性の方が2通、それから岡田屋さん、ダイレクトに私はこのとき副議長のときにきましたけれども、議長宛にもきております。もうまさにですね、この文章を読み上げますと時間がないので、読み上げられませんがけれども、本当に切々と訴えられております。こういったことはですね、じつはおとしの秋

に私はこの中の1通をだして、当時の商工観光部長に読んで、対応してほしいということ
を言ったんですが、都竹市長のほうには、耳には入っていませんでしたか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それは弁当のお話ですか。弁当のことは承知をいたしておりますが、先ほどおふれに
なった岡田さんのお話は、直接本人から伺っております。

○11番（野村勝憲）

私が先ほど農泊のことで、一部の事業者から反対の声があったやに私も聞いておりま
す。それが断念の一因とも聞いておりますが、要するに先ほど申しましたように人口減少
しているわけですね。そうすると市場が小さくなります。で、やどかり弁当というのは、
これはですね、フランチャイズですから要するに飛騨市だけじゃないんですね。権利を買
うわけです。これ、高山市まで入っていると思います。そうしますと、私は心配しますの
は、民間に圧迫して結果ですね、高山市の民間の弁当屋さんからクレームがきた場合、そ
うした場合、たぶん指定管理ですから、きょうも議員さん来てらっしゃいますけれども、
指定管理施設ですから当然市にクレームがくると思いますわ。そのときの対応はどのよ
うに考えてらっしゃいますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

指定管理施設の考え方をしっかりお持ちいただいたほうがいいのではないかと思います
ですが、直営ではないわけです。指定管理というのは、施設を管理・運営を契約をし民間の
知恵と工夫で適正な利益をあげながら自主事業も含めてやっていただくというものであ
りまして、先ほど地方自治法の第244条の2第10項の話をされましたけれども、この
条項はたとえば、不当な差別的な取り扱いを行っているとか、あるいは施設を一方的に
形を変えてしまったとか、あるいは、非常に施設の廃止とかを一方的に小さくしてしまっ
たとかそうしたことを防ぐための条項でありまして、運営全般について詳細に指導した
りするというものではございません。指定管理というのは、あくまでも請け負った事業者
が自分のビジネスのひとつとしてやるわけでありますから、しっかりとそこは利益があ
がる構造で事業を展開していかなくちゃいけないということだろうと思います。先ほど
の民間圧迫云々というお話がありましたけれども、民間圧迫云々ということはその事業
者とそのそれぞれの地域の中できちんと話し合っていただくべき問題であろうと一義的
にはそう思います。もし、そうしたことが具体にあって、先ほどおっしゃったような弁当
事業が具体的にどここの事業者をどのように圧迫しているのかというお話があれば、そ
れは具体名をあげてご指摘いただくということではないかというふうに思います。

○11番（野村勝憲）

それでは、市長にお伺いしますけれども、岡田屋さんから話があったと。特に岡田屋さんはですね、味処からですね、約20秒くらいで行ける範囲内のところですね。同じ商品がバッティングしてるわけですね。かたや25年前からやられている。商品をあたたためて、そして自分たちで味をつくって、それを商品力で生活を支えていらっしゃるわけですね。そういったところをですね、じゃあ「君の名は。」がでたからといって、そこでそのシーンをとらえたようなかたちでね、描写しているということについてはどう思われますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

わかりにくい質問だったのですが、それは「君の名は。」の宣伝をしているということはどう思うかというご質問ですか。

○11番（野村勝憲）

人によってはですね、「君の名は。」を利用した便乗商法じゃないかと捉えてる人もいらっしゃるわけですよ。そのへんについて、市としてね、監督責任というのがでてくるんですよ、そういうものに対しては。東宝株式会社さんがね、気がついていらっしゃるかもしれないですけど、そういったことに対してどう思うと同時に岡田屋さんは要するに五平餅でバッティングで侵食されているわけですね。そのへんについてどう思うかということを行っているわけです。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まず岡田屋さんの件ですが、そのお話を伺ったときに実際にこういう話があるという話を伺ったところ、当事者同士、味処さんとお話になったときに販売中止まではしないでいいというお答えだったということを知っておりまして、「ああ、なるほど、とそういうふうにとまったのか」と思いました。

それからもうひとつはですね、いまの「君の名は。」の便乗商法云々という話ですが、これはまず監督責任はありません。はっきり申し上げます。監督責任はありません。なぜかという、これは東宝株式会社の皆さんにも申し上げたんですが、行政手続法というのがあって、きちんとした法律の根拠がなければ、指導の根拠がなければ、行政指導そのものはいまできないことになっています。しかも我々は東宝株式会社の著作権違反について、それを申し上げる立場に基本的にはございません。ですので、たしかに微妙な話ができることはございます。現実にもそういう商品が飛騨市内でもありました。それは、東宝株式会社とその事業者の間でやるべき話であって、そこに市が関与し、指導するということは基本的にはないということでございます。

○11番（野村勝憲）

民間業者だったら純粋に民間でやればいいわけですね、それはね、明らかに。しかし指定管理という施設ですからそのへんのことには要注意していかないといろんな角度から捉えられますからね。もう時間ありませんので、それではですね、最後にしますけれども、これは答弁はいりません。最近市民からですね、こういう手紙を含めて、議員やその家族が中心となって市の指定管理施設の先ほど指定管理施設についてはですね、べつに問題ないというような意見でしたが、市民サイドからはそうじゃないんですよ。仕事やってよいのですかの意見やそれからじつは去年私が対応したんですけども、関東の議員さんたち9人来られて、味処で食事をされてこちらのほうで視察にみえました。そのとき、味処は指定管理ですとお話しましたら、飛騨市はそういうことを兼業として許しているんですかという声も聞きました。これ現実には。それでそういうことを聞いて早速高山市や下呂市をはじめですね、いろんなところに約30自治体、問い合わせしたところ、議員及びその家族が指定管理施設の事に携わっているという事例はゼロでした。ほかにはまだリサーチしておりませんけど。

私はですね、この3月に皆さん御存じだと思いますけれども、熊本市の議会で女性議員が兼業問題で辞職されたことを知り、いま現在熊本市役所から兼業問題についての資料をそのときの調査委員会をつくられたようなんですけれど、そういったものをいま取り寄せて勉強しております。ということで、これについてはですね、いろいろと角度で分析してみたいと思います。そこで、最後になりますけれども、けさの新聞報道で我々議員に対しても市民からの風当たりが強くなっていると覚悟しなければなりません、今後行政も常に緊張感を持って業務にあたらなければならないと思うんですが、いかがですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように本当に今回の事案含めしっかりと反省をし、綱紀粛正またコンプライアンス意識の向上を図り、信頼を取り戻せるようにしていきたいと思っております。なお議員の指定管理施設の運営の問題は先ほど部長から答弁申し上げたとおりでございます。法的には何ら問題はございません。小さいまちでございますから、優秀な人材が積極的に事業をやられるというのはいいことではないか。ぜひ議員も含めてそうした受託ができるようにぜひお考えいただければと思っております。

○11番（野村勝憲）

以上で終わります。

〔11番 野村勝憲 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で11番、野村勝憲議員の一般質問を終わります。

次に9番、中嶋議員。なお、質問中資料の使用願がでておりますので、これを許可いた

します。

〔9番 中嶋国則 登壇〕

○9番（中嶋国則）

議長のお許しを得ましたので、大きく3点について質問させていただきます。1点目は、小中学校の学期の見直しについて。3学期制を2学期制への見直しするわけですが、その検討状況についてお尋ねをいたします。2点目は市道である朝霧街道と県道の交差点に信号機の設置を求めることについて、信号機の設置などの対策についてお尋ねします。3点目は、飛騨牛研修繁殖センターの建設について、お伺いします。

まずはじめに、小中学校の学期の見直しについてですが、今後2学期制の導入について、どのように考えているかを4点についてお伺いをします。

さて、高山市におきましては、ことしの4月から前期、後期の2学期制が実施されています。高山市の例を参考にしながら、質問をさせていただきます。高山市におきまして、特に話題となったことは、住民軽視、議会軽視として問題となり、平成29年4月からの実施予定が1年遅れて平成30年4月のスタートになったということでもあります。このへんの原因はどこにあったのか。たいへん関心のあるところであります。

それでは、2学期制につきまして、1点目の質問をさせていただきます。岐阜県内には42の市町村がありますが、2学期制を導入している市町村の状況は、どのようになっているのでしょうか。

2点目、3学期制と2学期制のメリットとデメリットについてお尋ねをします。児童生徒にとっての課題は何でしょうか。また教師にとっての課題は何でしょうか。

3点目、2学期制を導入する場合はどのようなプロセスでいつから導入される予定でしょうか。

4点目、周知と手順についてお尋ねします。先に述べましたように高山市においてはことしの4月から2学期制、前期、後期の導入をされました。高山市のホームページを見ますと、議会への説明は、平成28年11月にあり、同時に保護者会への説明が行われてるようです。導入予定を平成29年4月と発表されたところ、あまりにも期間が短く、わずか5カ月ほどであったため、先ほど言いましたように、住民軽視、議会軽視ではないかとの論議が起きました。その結果、平成30年度へ延期されたようであります。この議論を踏まえまして、飛騨市としては保護者や市民への周知をしっかりと果たしていく合意形成をどのような手順で行われるのか、お伺いをいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

それでは、お尋ねの小中学校の学期の見直しについてのご質問、4点についてお答えをさせていただきます。

1点目の県内市町村の2学期制の実施状況についてでございますが、県内の42市町村のうち、小学校で2学期制を導入している市町村は9市町村でございます。これは、全体の22パーセントです。そのうち、岐阜市・下呂市の2市は、2学期制・3学期制の両方の小学校がございました。中学校につきましては、17市町村が2学期制を導入し、全体の42パーセントになります。そのうち、岐阜市、中津川市の2市は、2学期制・3学期制の両方の中学校がございました。なお、高山市をはじめ、7の市町が全ての小中学校で2学期制を導入しております。

続きまして、2点目の3学期制と2学期制のよさと課題についてでございます。

3学期制のよさは、子どもたちが長期休業前に通知表を受け取り、自分のがんばりや、課題を自覚して長期休業に入れることです。

課題は、特に中学校では、6月末の期末テストの時期と部活動の大会に向けた取り組みが重なり、たいへん過密なスケジュールになっていることです。また、区切りをつけて長期休業に入るため、子どもにとっては、目標に向けての意識や取り組み意欲を継続しにくいという面があります。教師にとりましては、6月から7月は、成績処理、通知表作成、プール指導、部活動指導等が重なり、たいへん多忙でございます。そのため、夏季休業前に教師がじっくり子どもに向き合う時間をとりにくいという課題もございます。

次に2学期制のよさについてでございます。特に中学校においては、よい点がございます。具体的には、6月中旬に中間テストを実施し、その後は部活動に集中。夏季休業中も9月の期末テストに向けて学習意欲を継続して取り組むことができると考えております。6月から7月の過密スケジュールが解消され、1つ1つの活動にじっくり取り組むことができ、長期休業中も全体のサイクルの中で、目的意識をもって、意欲を継続することができると期待されます。教師も、通知表の評価・作成にとらわれず、ゆとりをもって子どもと向き合うことができ、長期休業の過ごし方に耳を傾ける等、飛騨市の学校教育が大切にしております「個に徹する指導の充実」が図れると考えます。課題は通知表をもらわないために、自分の頑張りや課題を自覚できずに長期休業に入る恐れがあることです。子どもたちが目標をしっかり持てる手立てや、保護者に状況を知らせる手立てが必要になります。具体的には三者懇談や二者懇談の実施が考えられるところでございます。

また、学期の時期が長くなりますので、小学校の低学年や中学年の発達段階においては、目標に向けての意識や取り組み意欲を継続しにくいという面があるのではないかと考えております。この点についても、学校・教師側が配慮しなければなりません。

3点目の導入の時期、導入までのプロセスと4点目、保護者への周知徹底と方法についてはあわせてお答えをいたします。

教育委員会としましては、学校の実状に応じて3学期制・2学期制のいずれかを学校長が選択できるように、飛騨市小中学校管理規則の見直しを考えております。

すでに各学校長にはそのことを伝え、各学校では、2学期制導入か3学期制継続かについて、検討・協議を始めているところでございます。

また、2学期制導入に関する周知につきましては、保護者へ5月中に飛騨市校長会より2学期制のメリット・デメリットを示した文書をお渡しし、PTAの役員には、5月26日にありました飛騨市PTA連合会の会議の折に教育委員会から説明させていただいたところです。

地域への周知につきましては、6月18日に古川地区の区長会で教育委員会より説明を行いました。その後、各地区の区長会でも説明をしていく予定でございます。神岡地区6月25日、宮川地区7月3日、河合地区8月17日でございます。

今後、各学校は、小・中の違いや校区の実状を踏まえながら、教育目標の具現、子どもの成長のために、3学期制、2学期制のどちらを選択するのか、導入の時期はどうするのか、保護者や地域の方の意見も聞きながら検討を重ね、意向を固めてまいります。

その上で、校長と教育委員会で協議を重ね、教育委員会が承認をすれば、学校は2学期制を導入できます。次年度、平成31年度に導入する場合は、ことしの12月までにここまでの手順を踏んでおく必要がございます。

なお、これまでのところ、古川中学校と神岡中学校では、平成31年度に、2学期制を導入することに向けての検討が積極的に行われております。

2学期制の導入の学校については、保護者が不安に感じないように、学校ごとにPTAの総会や学級懇談会等で説明したり、学校だよりで広報したりして、質問には丁寧にお答えし、周知徹底を図ってまいります。

小学校におきましては、低学年への配慮から2学期制の導入は今のところ慎重でございます。3学期制の継続も含めて、時間をかけて検討する方向で進んでおります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○9番（中嶋国則）

いまほど教育長からご答弁をいただきましたが、その中で、1、2質問させていただきたいと思います。岐阜県内の状況で、小学校の実施率は22パーセント、中学校は42パーセントというご説明がございました。中学校については来年度から何とか導入をしていきたいと古中、神中ですね。そういうことでした。小学校については、慎重に検討するというお話でございました。私、高山市の例を申し上げましたように、やっぱり十分な期間を経て、慎重に研修などをしながら、先進地視察とか。あるいは、そういう教育委員会での検討、そのへんのところがですね、ただいまの答弁では5月から保護者へ文書を配布したようなお話でした。そして今後については、区長会のほうへ6月18日の古川町区長会、あるいは、神岡が6月25日でしたか。8月にかけて区長会等への説明をしていくというお話でございました。そこでもとに戻りまして、高山市の場合もたいへん期間が必要

だったということを私、実感として持っております。そこで、飛驒市としましては、その5月以前の検討はどのようにして行われたのか。学校全体としての、その検討会、あるいは校長会議あるいは教育委員会。そういった研修視察等が平成29年度までにどのように検討されたか、そのへんのところをお尋ねをしたいと思えます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

お答えをいたします。この2学期制・3学期制は、すでに以前から行われているところがございます。それで、校長会におきましても私がいっしょにいるときからたびたび議論はしていたところがございます。ただ、高山市導入の検討の新聞記事もありましたようにそのころから本格的に飛驒市ではどうなんだということを少しずつ検討をはじめてまいりまして、中には私もそうなんです、すでに2学期制を経験している校長もございまして、そんな意見も交えたりしながら進めていたところがございます。それで、昨年ですね、平成29年度7月から市の小中学校校長会におきまして、いろんな研究テーマがあるんですが、その中の1つとして、ことし1年本格的に検討をしようということで、研究がはじまりました。県内の実施状況などを調査をされたり、それから自校の職員たちに意識を調査をしたりしながら、メリット・デメリットなどについて検討をずっと1年はなりません。9カ月間くらいの検討をしているところです。すいません、7カ月の真剣な校長会での検討会を経て、1月末に市の教育委員会のほうへどちらも選択できるような方向で現在の学校管理規則を改正できないものかという要望がございました。そこで、教育委員会も加わって、さらに教育委員会としましては独自に県内の各市の情報などを集めたりしながら、検討をしてきたところです。

そして、今年度に入りましてから新しくなった校長会メンバーとそれから教育委員会とも議論をしまして、そして現在の5月の段階からのところにいたっているわけですが、そのときの状況では、まずは子どもの学びにとってどうであるかということがいちばん重要であるからそのことをきちっと中心にすえての検討を行っていこうということと、それから小学校・中学校での発達段階はかなり違うものがございますので、このところを一律に考えることはできないのではないかと。そして、単なる校長や学校等の意見聴取ということではなくて、自校の子どもたちにとってどうなっていくのか、学校と保護者、地域が本当にそれを主体的に受け止めて真剣に検討することを求めているのであれば、検討結果が尊重されるようなそういう学校管理規則を整備しておかなくてはならないのではないかと。そういうような議論の末に、まずはどちらも選択できるような管理規則を整備してそのあと慎重に、本当に真剣に各学校で、学校が中心となって話し合いを進めて検討をしていこうということになったわけがございます。

○9番（中嶋国則）

いまの教育長のご答弁で慎重に選択制も検討しながら進められるということで、安心

をいたしました。私もインターネット等でそのへんの前期・後期の2学期制は全国的にどうなっているのかなと調べてみたんですが、1点だけ再質問をさせていただきたいと思います。市民目線で素朴な疑問なんですけれども、2学期制を実施している市町村では、前期と後期の区切りを体育の日を含む10月の3連休とするということで、飛騨市も進んでおるようですが、この体育の日なんですけれども、ご承知のように10月の第2月曜日ですから年によって日にちが変わってくると。最大6日間のずれが生じると思うんですね。そのへん、この6日間のずれが生じることについて、どのように検討されているのか。端的に言いまして学校行事であるとか、その他の教育活動に影響が出てくるのではないかなということをも市民目線でちょっとお尋ねをしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

□教育長（沖畑康子）

お答えをいたします。ご質問のような、そうですね、1週間ずれたりいたしますので、ご心配のことと思います。そこで、私たちもそこがちょっと気になりましたので、これから10年ほどのものを調べてみました。それで、月数でいうと9月末、それから10月はじめから変えるとかがいいのですが、長期休業の関係で、たとえば来年度につきましては、前期が104日、後期が103日ということになります。そして、その後も1日、2日の違いでいちばん大きく違うのがいま議員ご心配になられたような10月8日がちょうど体育の日になったときでございます。そのときには前期が100日と後期が104日ということでございます。4日ほどの違いが生じてきます。ただこれにつきましては、それほど大きなものではないのではないかなというふうには考えております。そして、ちょうど中学校ですが、中学校の行事とのサイクルを考えてまいりますと、体育祭とか期末テストを終えたり、それから前期の生徒会をきちんと締めて後期にうつるということになりますといまでも大体10月の第1週にはずれこんで、大体このあたりで後期に生徒会はうつっているところでございますので、ちょうどよいのではないかなというふうには考えております。

○9番（中嶋国則）

影響はないというふうに考えてみえるということですので、安心をいたしました。先ほどのようなご答弁の中で、やはりメリット・デメリット、課題についてもよく検討をされているということで、この2学期制の必要性ということはよくわかりました。よくわかりましたが、やはり大事なはその保護者や市民への周知がしっかりとされるということと、児童生徒にとりましてよりよい教育がなされることを期待をしまして、次の質問にうつりたいと思います。

古川朝霧街道の交差点の安全対策につきまして、2点伺います。市道である朝霧街道の笹ヶ洞地内において、県道古川宇津江四十八滝国府線との交差点に「止まれ」の標識があるにもかかわらず、停止を怠る車が多く、警察署でも取り締まりを行なっていただいています。笹ヶ洞区民のみならず、五ヶ村地域住民からも非常にあるとの指摘を受けている場

所です。開通以来、何回か車の衝突事故がおきており、最近では去る5月10日に大きな事故が発生をいたしました。三重県の方が運転される普通車と古川町内の方が運転される軽トラックの衝突事故で4名の方がけがをされ、おひとりの方はたいへん重症で大けがということで、岐阜の病院に直ちに搬送され、岐阜の病院に入院をされました。その方は現在は久美愛病院に転院をしてまだ入院中であると伺っております。また、この笹ヶ洞の交差点は、中学生の通学路にもなっており、信号機の設置などの安全対策を行なうべきでないかと考えております。今後、不幸な事故が起きないように市の対応をお願いをしたいと思います。対応策を求めます。

2点目、中野区内の県道谷高山線との交差点も「止まれ」の標識がありますがけれども、やはりカーブがあり、車の衝突事故が過去に発生をいたしております。危険な箇所であるわけですので、同じように信号機の設置等の安全対策を求めます。どのようにお考えでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

朝霧街道の交差点に信号機の設置をについての1点目、笹ヶ洞区域内の県道交差点につきましてですけれども、この交差点については、平成29年度に地元区と五ヶ村区長会から安全対策として道路への文字標記、注意喚起看板の設置、交差点内への点滅標示の埋設等を望む要望が提出されました。

これを受けて市では、管轄となる岐阜県公安委員会と古川土木事務所に対し要望を伝えております。

ご質問の信号機の設置は、岐阜県公安委員会の管轄になりますが、警察庁から「信号機設置の指針の通達」が出されており、新規設置にはさまざまな条件を全て満たさなければならず、設置が非常に難しくなっております。

特に難しいのが条件面で、1時間の主道路の自動車の往復交通量が300台以上という基準があり、飛騨署からも、飛騨管内では国道でなければこの条件は満たせないののではないかとの見解も示されております。こうしたことを踏まえすと、笹ヶ洞区内の県道交差点への信号機設置は難しいものと考えられます。

しかしながら、議員ご質問にもありましたように、事故の発生が多いと見込まれる場所であるため、現在、飛騨署において、一旦停止を促す標識の追加設置や一旦停止の路面標示を塗り直す計画を進めていただいております。今後も安全対策の進捗を確認してまいります。

次に中野区内の県道交差点についてでございますが、平成26年度に地元区から信号機設置の要望が出されましたので、市では管轄の岐阜県公安委員会へ要望を伝えるとともに、地元区からも直接要望されるようお願いしております。

先ほどの笹ヶ洞区内の県道交差点と同様、新規の信号機設置には交通量を満たさなければ設置が難しくなっているところであり、警察庁が制定した信号機設置の指針でも、1時間の自動車往復交通量が300台以下となると、歩行者が信号無視をする割合が急上昇する傾向が見受けられるため、かえって事故を引き起こす傾向にあると分析されております。

このような分析から警察では、交通量の少ない道路については反対に信号機の撤去をしているのが現状であります。ただし、中野区内の県道谷高山線との交差点についても、危険な箇所であるとは認識されていますので、今後も継続して地元区と連携を図りながら、信号機設置以外の交通安全対策について措置を講ずる方策を検討していきたいと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○9番（中嶋国則）

私も5月10日の事故以来、現地へ3回ほど行きまして、現場検証を私なりにさせていただきました。いまほど答弁がありましたように、「一旦停止」・「止まれ」の標示の道路のサインがたいへん消えかかっておりまして、見にくいなということをおっしゃったならば、もうその表示をしっかりとすると、路面標示をしっかりとすることでしたので、早急をお願いをできればと思います。

そこで、もう1点はですね、いまの事故の起きたところのその三重県の方が寺地から笹ヶ洞方面へ交差点へ入ってぶつかったとそこで、私もどういう状況だったかなということを見ましたら、「止まれ」という標識が左肩にあるんですけど、ちょっと小さくて見にくいということと、「止まれ」のその道路のサインが消えかかっていたいへん見えにくいと、そんなところも原因だったのかなと思いました。お願いですけれども、お願いと言いますか、質問になるんですが、笹ヶ洞から寺地側へは、「止まれ」の標識が2本あるんですね。寺地側から笹ヶ洞への標識は1本しかない。この1本の違いが事故になった可能性もあるかなとそんなことを思ったんですが、そのへん2本はちょっと無理なのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

おっしゃるとおりで、片方は1本の止まれ標識と道路中央へのオーバーハングというのですか、その2本あります。もう片方、寺地側からの方面からは、1本のというか、止まれの標識ひとつです。今回、同様にオーバーハングの止まれ標識の追加設置を考えているというふうに伺っております。

○9番（中嶋国則）

もう1点ですね、交通標識で「交差点あり」という標識があるんですけども、これがなかなか私も気がつかないんですけど、ちいさい標識で黄色い前面に黒でプラス

の字で交差点がありますよという標識なんですけれども、私はなかなか見にくいなと思いますし、あまり効果があるのかもしれませんが、もっとその効果があるのは、そういう標識というよりか、朝霧街道側には交差点原則という大きな標識があるんですけど、この反対側の県道のほうにこういった「交差点あり」の標識よりかは、4文字で「事故多発」というようなそういう看板1つ、2つですね、笹ヶ洞から寺地、寺地から笹ヶ洞ということでぜひこの「事故多発」という標識を2本、お願いできないかなと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

道路管理者のほうの立場としてお答えさせていただきます。いまの南部農面道路のほう朝霧街道のほう市の管理ということで、道路管理者、飛騨市になります。県道のほうは、岐阜県、古川土木事務所が管理しています。先ほどの注意喚起看板なんかは、道路管理者が設置するものとなりますので、いろんな方法があって交通安全のほうと打ち合わせをしながらそういうものをつけていくということになりますし、自分のところで危ないと思うものはつけていくということになるかと思っておりますので、県道部分については、またそういう要望があったり、こういうことがありましたということで情報提供しながら調整したいと思います。

○9番（中嶋国則）

よろしくお願いたします。それでは、最後の質問にうつります。飛騨牛研修・繁殖センターについて、お尋ねをいたします。飛騨管内の肉用牛生産は基幹産業として、重要な役割を果たしてきました。しかしながら繁殖農家を中心に高齢化にともなう廃業が進み、飛騨牛の生産基盤が弱体化しつつあります。また、新規就農に際して、多額の初期投資とあわせ経営の安定化に長期間を要することから、就農の実現に至らない場合が多くございます。このため古川町中野地内に「(仮称) 飛騨牛研修・繁殖センター」がこのたび整備されることになりました。この施設は、3管地域内連携としては、県内初めてのことで、新聞報道によりますと、JAひだ、飛騨市、JA全農岐阜の3者が運営に参加し、7月に法人を設立するとの新聞記事がありました。また、これにつきましては、岐阜県も財政支援をするということになっております。さてこの施設につきまして、地元説明会が6月1日、中野公民館において開催されました。そのときの資料がこれでございますけれども、この資料を見ながら、質問させていただきたいと思っております。これは、6月1日の中野区説明会とこういうふうになっておりますが、当然JAひだと飛騨市で作成されたものだと理解をいたしております。地元の方にお話を伺いますと、説明会に出席された方ですけれども、特に関心のあることとしまして、以前の飼育事業者が120頭余の乳牛を飼育されていたとき、問題になった「におい対策」が重大な関心だと何人かの方がおっしゃいます。

この公害対策については、4年前の6月議会において、一般質問で取り上げました。その結果、市の対策としては飼育されている方へ野積みされている堆肥の処理などの指導をされ、改善がされたところでありますけども、全面解決には至らず、においがしておった状況であります。

今回の事業が成功するかどうかは、「におい対策にかかっている」と言っても過言ではないと思います。万全なる環境対策が行なわれることを念頭に、質問をさせていただきます。

1点目、年度別の飼育計画頭数をまずお尋ねをいたします。2点目、年度別飼育頭数や建物にかかる年度別事業費と年度別補助金は幾らでしょうか。3点目、環境対策はどのような計画を立てられておられますか。よろしく申し上げます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

1点目の年度別飼育計画頭数についてお答えをします。

飼養頭数計画ですが、繁殖素牛を平成30年度、平成31年度に50頭ずつ、計100頭を導入します。平成32年度以降は、親牛100頭、子牛70頭ほどが常時飼養される計画となっております。

なお、本事業において、施設の所有は飛騨農協が行うこととされており、県及び市の補助を受け、飛騨農協が整備を行うものでございます。

次に2点目の年度別事業費について申し上げます。

平成30年度には、施設改修、機械導入、繁殖素牛の導入を予定しております。施設改修は事業主体が飛騨農協で、「新規就農者研修施設整備事業」により現時点の計画事業費約2,000万円、県が2分の1の1,000万円、市が4分の1の500万円、残りを飛騨農協が負担します。

機械導入につきましては、事業主体が運営法人で、「飛騨牛繁殖マイスター支援事業」により、事業費は約2,000万円、県が2分の1の1,000万円、市が4分の1の500万円、残りを飛騨農協が負担します。

繁殖素牛導入につきましては、事業主体が運営法人で、「繁殖雌牛増頭支援事業」により、牛1頭につき、県、市が10万円ずつ20万円、年間にして50頭、県市それぞれ500万円を、平成30年度、平成31年度と2年にわたり補助することとしております。平成32年度以降については、当該施設に特化した補助金の計画はございません。運営法人への出資金額ですが、総額6,000万円、うち飛騨市は2,000万円を出資することで調整を進めており、協議が整えば、9月議会において補正予算案に盛り込みたいと考えております。

3点目の環境対策についてお答えします。

当該施設は、以前、酪農経営でホルスタインが飼養されていました。今回の飛騨牛繁殖研修センターでは、黒毛和種が飼養されます。発生する糞尿量について、和牛はホルスタインの約3分の1であり、3年後に計画どおり親牛100頭、子牛が最大100頭生まれたとしても、年間発生量は1,332トンと推定され、ホルスタイン飼養時の半分以下となります。付属する堆肥舎は150頭規模のホルスタイン用に設計されており、100頭の和牛であれば容量に十分余裕があり、以前のように堆肥舎からはみ出し、河川を汚すといったことはないと考えます。

最も重要なおいにつきましては、徹底した牛舎内の環境改善を図ることで対応してまいります。具体的には、牛舎内におが粉を敷き、水分調整を行い、嫌気性菌による発酵促進剤を利用して臭気を抑えます。また、以前のように水分過多にせず、牛舎の床面を週1回清掃します。においを発生させる原因の堆肥舎内での繰り返し作業が、通常週1回必要なところを、この嫌気性菌を使用することにより月1回と、回数の削減が可能となります。作業時間についても風向きを考え、堆肥の繰り返し作業時間に配慮いたします。

さらに、周辺環境のモニタリングとして定期的な臭気測定を行い、地元の方に報告することとしております。

加えて、においのもととなる堆肥舎内の堆肥を長期間貯留させないために、現在、牛の飼料を生産している地元営農組合と連携し、飼料生産の田に堆肥を還元する体制をとっていきたいと考えます。このことは、耕畜連携による循環型農業として、また、遊休農地の有効活用という面でも貢献できると考えております。

近隣住民の方が最も心配されているにおい問題について、運営法人、飛騨農協、飛騨市が連携して、しっかり対策に取り組んでまいりたいと考えています。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○9番（中嶋国則）

におい対策には万全を期していくということの中で、発酵促進剤等しっかり対策をするという答弁がございました。そこで、2点ほど質問をさせていただきます。

まず地元、中野区からですね、要望があると思うんですけども、畜舎へ至るところの道路幅員が2.8メートルということであまり狭いわけですが、このへん大型車が通るということで、何とか拡幅をしていただけないかというような要望がございます。

そしてまたこの以前の事業者のときの話ですけども、山添いの谷川のほうへその泥水、汚泥、汚れた水がですね、流れたと。あるいはいまの運搬道路のほうへ流れたというようなことがございますが、特に道路のすぐそばにはひとつの墓がございますし、そのへん狭いという中で汚水対策も含めての拡幅工事はされるのか。拡幅をするについてはですね、事業者負担ということにもなるかと思うんですけども、そのへん飛騨市も道路拡幅には援助して何とかしてもらったらどうかと思うわけですが、お伺いをお伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

1点目の道路幅員の拡幅ということでございますが、大型車両の通行につきましては、改修工事の期間中の工事車両、それからその後繁殖素牛の導入の際の搬入トラック、そういったものが考えられます。その後は、子牛の出荷ということで、これは二カ月にいっぺんほどの頻度としましては低い回数の通行となります。したがって現在のところ道路の拡幅については、計画をしておりません。しかしながら今後事業の運営上、道路幅員が狭いということで何らかの支障が生じてくるということがあった場合には、飛騨農協と協議しながら、また道路管理者である部局と協議をしながら拡幅について検討をしていきたいというふうで思っております。

それから2点目の汚水の場外への流出でございますが、谷川へ水が流れるといったご質問です。これまでの牛舎においては、堆肥が野積みされた状態であり、またそういったおが粉を使ったような水分調整もされていない、どちらかといえば不十分な管理がされておった状況でございます。今回の牛舎運営につきましては、JAが中心となりまして、運営法人がやっていくということでございますので、水分調整ですとか堆肥の貯留をなるべく少なく貯留していくといった対策をとりますので、そういった汚水が場外へ流れるといったことについてはないというふうで考えております。

○9番（中嶋国則）

最後の質問をさせていただきます。これは、前の事業者のときにも要望したんですけれど、におい対策についていまの畜舎はあけっぴろげで壁とかそういったものは一切ないものですから、風がふくわけですね。午前中は谷から山側へ。午後からは山側から谷側へということで、午後から夜は本当ににおいが付近の住宅へおりてくるという状況があるわけですが、そのへん非常に畜舎があけっぴろげになっておりまして、壁とか一切ないわけですね。せめてその壁の高さ、1メートルか2メートルはちょっとえらいんですけれど、1メートル前後のそういう壁をつくるべきではないかなと考えるんですが、そのへんいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

議員のおっしゃるように現在の牛舎につきましては、あけっぴろげといえますかオープンな牛舎となっております。今回の改修計画の中で、牛がこれまで牛が外へ首を出した格好で牛舎の構造となっておりますが、今回の改修で市がこんど内側の通路に向かって首を出すような構造の牛舎となっております。したがって壁面に仕切りを入れることが可能となります。今回の改修計画の中では吊り下げ式のカーテンを軒下に設置するといった計画になってございます。そちらを下げることによって空気、風が通るのを遮断する

といった構造になっておりますので、そういった面ではおいが吹き抜けるといったことが防げるのではないかといたふうで考えております。

○9番（中嶋国則）

ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（高原邦子）

以上で9番、中嶋議員の一般質問を終わります。次に5番、森議員。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。昨年12月定例会におきまして、ひとり親家庭等の子どもの一時的預かり等地域で子どもを見守る方々や団体への支援について住田議員より一般質問があり、家庭的な場の提供をする方や住宅支援等新年度プロジェクトとして取り組む旨の答弁がありました。

今回これを受けて、子どもに限定せず、さまざまな方に対応して地域住民の憩いの場、手助けの場、助け合いの場、ボランティア活動の場を創設し運営する市民団体、法人、個人を応援する「みんなの居場所づくり」の支援事業が今補正予算に計上されました。そこで、この運営費支援、施設整備支援の概要と積算根拠及びこの事業の市民への周知はどのようにするのかを伺います。また、本年の当初予算において計上された、ハートピア古川内の古川デイサービスセンターに委託された「子どもの居場所づくり事業」の利用実績と今後児童に限らず、園児等にも利用できるようにすることができないかなど次の4点をお伺いします。1つ、運営経費支援の概要と積算根拠は。2つ、施設整備支援の概要と他の補助制度との整合性はあるのか。3、今回の補正の事業の周知はどのようにするのか。4、子どもの居場所づくり事業の利用実績と園児の利用について。以上4点をお伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目の運営経費支援の概要と積算根拠についてお答えいたします。

今回補正予算として計上させていただいた「みんなの居場所づくり支援事業補助金」の趣旨については、議員のご発言のあったとおりです。

支援の対象事業は、孤食などの改善を目的として月1回以上食事を提供する事業や、子どもの学習や遊びの支援ができる場を提供する事業、また、無料休憩所を設置するなどして子どもから高齢者までが集えるような場所を提供する事業などを想定しております。なお、事業者は団体でも個人でもかまいません。

これらに対し、適切に実施するために必要な経費について、5万円を上限に事業費の2分の1を、また経費の積み上げが困難なものについては、内容に応じて利用者1人につき

100円ないし300円を補助するものです。

食事提供がある場合の補助額を300円としていますが、社会福祉法人から平均的な食事に要する経費の聞き取りを行い、おおむねその半分を補助額として積算しています。

次に、2点目の施設整備支援の概要と他の補助制度との整合性についてお答えします。

施設整備支援については、たとえば空き家や空き店舗、プレハブなどを利用して場所を提供する場合には、その改修費や取得費に対して、100万円を限度に2分の1を補助します。そのほか、必要な備品の取得についても20万円を限度に2分の1を補助します。なお、これらは運営費を含め、全て補助申請することができます。さらに、本年度より、市民自らが地域福祉の推進を行う場合に、その団体の活動を支援する「やさしいまちづくり応援事業」の公募も開始しました。事業実施予定者が行おうとする事業の内容が両制度に該当するような場合は、有利だと思える方を選択していただけます。

続いて、3点目の事業の周知方法についてお答えします。

市が、現在把握している実施中、またはこれから事業を開始する、事業の開始を予定している個人や団体には、今回の補正予算に、本事業を盛り込む予定であるということをお伝えしています。

また、議会でお認めいただいた際には、当該事業者には事業の詳細をお知らせするとともに、広報やホームページで広く事業者を募集したいと考えております。

最後に、4点目の子ども居場所づくり事業の利用実績と園児の利用についてお答えします。

この事業は、社会福祉法人吉城福祉会に委託し、古川町デイサービスセンターにおいて「いぶにんぐハウス」という名称で、5月10日から開始しました。

5月は週1回、毎週木曜日に、6月からは週2回、毎週火曜日と木曜日に、18時から21時の時間帯で開所し、6月12日までで7回開催しています。

古川小学校と古川西小学校の1年から6年までを対象にし、現在3名の方に登録いただいております、のべ利用者数は17名となっています。

現在の登録者が少ない理由は、事業の目的を「孤食を防いだり学習支援を行う」としているためと考えています。ご指摘のとおり、この事業は、保育園児は利用の対象としておりません。保育園は18時30分まで、長時間保育の場合は19時まで保育を行なっています。古川町の各保育園では、夜間保育の要望は伺っておらず、それぞれの家庭で対応ができていると考えております。

今後の利用状況を見極めながら、対象者の拡充については検討したいと考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○5番（森要）

ただいまご回答いただきまして、運営費や支援の概要を教えてくださいました。非常に適切なこういった団体等に対しての支援が6月補正にできたということで、ありがたいなと思っています。また今後こういったものをさらに増やしていくという考えもあると

いうことを聞いておりますが、そこで運営事業費が大体2分の1で5万円、あと経費が困難なものには100円、それから事業の食事ができる場合は300円というようなことで非常にありがたいことだなど思っているんですが、私もこの方々に聞いてきますと、ひとつのところでは多いときには70人。それからもうひとつのご家庭的なところでやってみえるところについては、大体10人。そこは月2回。もうひとつ70人ほどあるところは月に1回ですけれども、そういった利用があるということで、非常にその方々はほとんど無奉仕というか、非常にやさしい。お金が非常に厳しいところで捻出されてやってみえるということで非常にありがたいなと思っています。そこには、じつは子どもさん、小学生ばかりでなくて保育園の方々、それから中学生、高校生、そういった方々も来てみえるし、ときには大人の方も来てみえます。いまこの事業につきましては、子どもに限らずに大人の一般の方々もできるようなことの範囲を広げていただきまして、実際参加される方は非常にそういうことでは取り組みは非常にいいなと思っています。ただこういった補助制度というか、こういうものについては、実際に身銭を切ってやるわけですからなるべく実績をこまめにやっていただくようなことをしていただくといいのではないかとも思うんですけれども。この補助は年が終わってまってから出すのではなくて、毎月毎月、こう出して、実績に応じて出していくというような方法がいいのではないかと思います。そのへんについてはどうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

補助の実績につきましては、運営者さんの負担にならないような配慮はしたいと思えます。毎月ということになりますと、やはり事務の手間ということもありますので、ご相談させていただいて、対応したいというふうに思います。

○5番（森要）

ありがとうございます。それからこの事業につきましては、2つ目の施設整備の支援ということで、やはり今回は予算計上せずに制度の創設ということでいまの施設の改修の購入とか空き家とか空き家店舗を含めるものとか備品の購入とかということで、こういう制度をつくるんだということで、やられるわけですけれども、空き家、空き店舗の改修の補助があったり、非常にたくさんありすぎてわかりづらいということも実際はあると思うんですね。ですから先ほど自分の好きなものを選んでもらえばいいという考えもたしかにわかりますけれども、こういったみんなの居場所づくりをたとえばほかのいろんな地区でやろうとしたときに、こういったことをやっぱりあの実績なんかも教えていただきながらそういう皆様に周知することが適切でないかなという気がしています。だからあまりたくさんありすぎてもわかりづらいというものもあるので、一般の本当のみんなの居場所づくりを特定したための新制度だと思うんですけれども、もう少し、空き家店舗はどうなのか、その制度をもう少し精査して、どうせつくるんです。やっぱりもう

少し準備をしたほうが良いような気がしますけれども、ただいまは、たまたまこういった制度をつくるだけだということなので、ちょっと私はそのへんをもう少し詰めてからやったほうが良いのではないかという気がいたしますが、どうでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

いまの補正予算には施設整備分の事業費は入っておりません。こういう制度をつくりましたということで、市民の方にお知らせをしてやってみたいという方がいらっしゃれば補正で対応していくというようなかたちになると思います。私どもの部のほうでやる事業につきましては、商売をやられるということではなくて、居場所をつくっていただいて交流をしていただく、孤食を防げたり、学習支援をしていただくというようなイメージでありますので、そのような新しい場所ができた場合は広報とかに掲載をして、こういうスペースができましたというようなことでPRをしていくというようなことで考えています。

○5番（森要）

私もおおむねそれでいいと思っているんですけども、いまは事業説明の中では空き家、空き店舗の事業用の改修費も含むという書き方をしてあったので、ちょっと実態が違うなという気がしていますから、もう少しよく詰めていただきたいなと思います。それからこの周知につきましては、いまの民間でやってみえる方々をこんなことをやってみえるんやということを皆様に知らせる方法ということで何か考えてみえると思うんですけども、そういった実際どんなことを考えてみえるのか。そして先ほどの施設整備をする場合には、いま宮川町でいきいきサロンとか河合町の振興事務所でやるところもあるんですけど、それと並行しながらまたべつにつくることについてもいいのかどうか。もう少し具体的にそのへんがわからないので、わかりやすい周知が求められると思いますがいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

この制度を利用いただくことによって、先ほども申し上げましたがこういう運営者の方が何曜日にこういう事業をやっているということを広くPRするというのもこの事業の役割というふうに思っております。なかなかサービスを行おうとしたときに、どうやって多くの方に伝えるかというのが難しい問題というふうに思っておりますので、市の情報発信力というものを使って、私どものほうでお知らせをしていくという役割を担っていければというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

○5番（森要）

いまの関連で最後の質問となりますが、子どもの居場所づくりで当初予算で先ほどデ

イサービスでやるものにつきまして園児の利用はどうかということで、いまそういった要望もないからということですが、じつは先ほど民間でやってみるところはもうすでに園児も来やすいからたくさんみえるんですよ。園児の方もみえたり、それから学童の方も中学校、ひょっとすると高校生の方もみえるというようなこともあって。ですからたぶん、親御さんにすればある園児はこちらのほうまで迎えに行き、あるときはこちらに行くということで非常に働く親のひとり家庭とかそういった方を助けるためにはやっぱり1カ所におってくれた方がいいわけですので、何とかいまの利用実績は3名で7回やって17名ということで、非常に大きな予算を使ってやってみる中では非常に実績が乏しい。もっともっと利用できる、これにつきましては子どもさんにひとりは老人とかは入っていないということなんだろうが、せめて園児については一緒にできるような対策を、またいまの実績を踏まえてぜひ検討していただきたいと思っています。

それでは次の質問に入ります。

宮川の地域資源を活用した里山体験事業の推進でございます。宮川の地域資源を活用した里山体験事業は、最近宮川の鮎の知名度が非常に上がりまして、多くの釣り客の宿泊要望に対応できないということから、地域の住民が自ら儲ける仕組みづくりを目指して、宮川の地域資源を活かした里山体験や空き家・空き部屋を活用したホームステイ等の検証をする事業であると説明を受けました。

宮川の鮎の受け入れ体制としましては、これまで釣り客への簡易トイレの整備など実施されてきたところであります。

今回、さらに受け入れの施設の充実を図るとありますが、既存のまんが王国、種蔵の宿泊施設、旅館を営む方々との関連はどうか。

またこの仕組みづくりや体制整備後、事業実施に伴いまして、施設等整備に対する国の補助があるのかどうか。今後の展開を含めて、次の4点を伺います。

1つ、本事業の概要について。2つ、既存の施設との関連はどうか。3、仕組みづくりと体制整備後の展開について。4、施設整備事業の国の事業採択の可能性と今後の市の対応についてお伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

それでは、宮川の地域資源を活用した里山体験事業の推進についての事業の概要についてお答えします。

本事業は、総務省の「シェアリングエコノミー活用推進事業」の採択を受け、人、モノなどあらゆる既存の資源を最大限有効活用する「シェアリングエコノミー」のスキームを使って「新たな共助の仕組み」を地域に生み出し、地域活性化に繋げることを目的に実施するものです。

具体的には、昨今、宮川地域、特に杉原地区に鮎釣客が増加している状況にもかかわらず宿泊できないという宿泊施設供給量の不足等の課題に直面していることから、まずは地域の方々に広く広報し、個人等が保有する空き部屋等の活用を進めます。加えて農林漁業などの有するスキルを提供できる方々を掘り起こし、協力者を増やすための説明会や交流会を開催します。その後、利用者に向けた広報活動やオンライントラベルエージェントなどのプラットフォームを活用した集客と受入れまでの窓口を設置し、その役割を地域に根ざした個人や団体などで構成する中間支援組織を立ち上げて、連携しながら進めていく計画としております。

次に既存の施設との関連はどうかについてお答えします。

事業を実施するにあたり、地域全体が賑わいを取り戻し、自立につながるよう取り組まなければならないと考えております。

そのためには、まず地域内でシェアリングエコノミーという言葉をはじめ、サービスを提供する側である既存の宿泊施設を含めた地域の皆様にどういった仕組みなのかを十分理解いただく必要があると認識しております。

昨今、国内外の観光客の客層やニーズは多様化していることから、必ずしも既存の施設に大きな影響があるとは考えておりません。それよりも直面する地域課題に、提供するサービスの差別化という方法で地域が協働して取り組むことのほうが重要ではないかと考えているところです。

次に仕組みづくりと体制整備後の展開について、お答えします。

まず事業開始にあたっては、認知向上のため広報活動や説明会の開催、サービス提供者間の意見交換会の実施、さらには研修やスキルアップ講座など、多様な手法の中から地域の実情を鑑みて、都度検討しながら進めていきたいと考えております。

この仕組みづくりには、シェアリングエコノミーに関する十分な知識と経験が必要であることから、まずそういったスキルを有する人材もしくは企業に事業運営の事務局の一役を担っていただくことを考えております。そのうえでサービス提供者であるホストや中間支援組織として協力いただける方々の掘り起こしを順次進めていきたいと考えております。

体制整備後は実際に集客を開始しますが、やはり最初はサービス提供者や利用者双方とも不安があることから、まずはホームステイやホームシェアによる宿泊体験会から始め、事業成果検証のための利用者・体験者間の意見交換会等もあわせて開催しつつ、地域に持続可能なシェアリングサービス提供の機運醸成に繋がりたいと考えております。

最後に施設整備事業の国の事業採択の可能性と今後の市の対応について、お答えします。

この「シェアリングエコノミー活用推進事業」については施設整備を前提としているものではありませんし、市としてもそのような要望は現在持ち合わせておりません。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○5番（森要）

事業の概要、それから既存施設の皆様との連絡調整をしていく。それから仕組みづくり体制整備後の展開もお聞きしました。最後の施設整備の国の事業は、そういう可能性については、いまのこの事業ではないということなのですが、いろいろこういった事業をしようと思つと、本当にちょっとした器具も買っていかなければならない。ひょつとすると施設の中で簡易宿所なんか特にそうなんですけれど、支援いただきたいときには防火施設のスプリンクラーをつくっていかならんとか、だから最低限度の厨房器具をそろえならんということで簡易宿所等については支援がございましてけれども、もしくはこの事業をやろうとして、国の事業がないということになれば、そういったことについての市の支援というものについては考えてみえるのかどうかをお伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

このシェアリングエコノミーを使いまして、部屋貸し等というようなことをやるにあたりましては、あらたな事業を起こすということで、いま市にあります起業化補助の該当になるのではないかなというふうに思っておりますので、将来的に施設整備等が必要になった場合はそういう事業等も活用いただけるんじゃないかなというふうに考えております。

○5番（森要）

ぜひそういったことも当然考えられますので、考えていただきたいと思いますが、再度確認ですが、せっかくこれやってもらうことに対して国の事業との、その整備事業というものについては実際はあるのか、ないのか。それは、確認されたんでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

今回の事業はモデル事業ということで、こういう仕組みづくりをするというソフト事業でございまして、それを将来にわたって横展開といいますか、全国的に広めていくという事業だと思っております。今後につきましてはそういうハード的なこともでてくるかもしれませんが、現在のところはそういう仕組みにはなっておりません。

○5番（森要）

ぜひこういった仕組みづくりをして、また国へやったときにたぶんそういう施設整備も出てくるかもしれませんので、ぜひアンテナをはってやっていただきたいと思いますが、もうひとつ関連ですが先ほど国の整備がないというようなときにはいまの簡易宿所等の基盤の補助というようなことがあったんですけども、これは単年度でやるとなかなか上限も決まって、やりたいことはいっぱいあるけどそれを使ってしまうとできないということで。本来はいろんなたとえば後継者育成なんかでも3年ぐらいはみているん

ですけれども、こういったあるというときには、この年にはこういったものを整備したい。次の年にはこういったものを整備したいということがでてくる可能性もあると思うんですよね。ですから単年度ではなくて、最低でも3年ぐらいはそういった基盤整備の補助もできるような仕組みで足腰が強くなるような仕組みも必要ではないかなという気がしていますので、簡易宿所も含めながら、これも含めながら単年度ではなくてできるような検討をぜひしていただきたいと思いますがそれについてのご意見を伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

補助を数年にわたってやるというご質問やと思いますけれども、他の事業、ほかに店舗の改修とかいろんな事業がございますので、いろんな事業に関係してくると思われまので、そういう制度につきましては今後研究していきたいなというふうに思っております。

○5番（森要）

ぜひお願いをいたしまして、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩とします。再開を午後3時00分といたします。

（ 休憩 午後2時50分 再開 午後3時00分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に4番、住田議員。

〔4番 住田清美 登壇〕

○4番（住田清美）

それでは議長より発言のお許しをいただきましたので、大きく3点について質問させていただきます。

まずはじめに子どもの安全対策についてお尋ねします。

先月、新潟市で小学2年生の女の子が下校中に連れ去られ、殺害される事件が起きまし

た。過去にも幼い子どもが犠牲になる報道を目にしてきました。

新聞記事によりますと、13歳未満の子どもに声をかけたり、つきまとったりした不審者情報を分析しますと、発生時間帯は、下校中や帰宅後に遊びに出かける午後3時から5時台が多く、路上で一人にいるときに被害にあう場合が多いとのこと。また、性別では女子が7割とのこと。

飛騨市の子どもたちは、誰にでも「おはようございます」、「こんにちは」などと、元気に声をかけてくれます。このすばらしい取り組みがいつまでも続くように、日ごろから子どもたちの安全対策についてどのような取り組みをされているか、お伺いしたいと思います。

1点目に登下校の安全についてです。小学校の登校時は集団登校ですので、一人になることは少なく、また通勤時と重なるため多くの人の目に守られています。しかし、下校の時は各自バラバラで帰ってきます。古川西小学校では地域ボランティア「見守り隊」の皆さんが登下校の付き添いをしてくださっていますが、全ての学校で対応されているわけではありません。学校では登下校時の安全対策としてどのような対策をとられていますでしょうか。

また、不審者情報があった場合、どのような対応をとられているのでしょうか。

2点目に身を守る対策についてです。

声かけ事案だけではなく、もし子どもたちが、いきなり腕をつかまれたり、後ろから襲われたり、無理やり車に乗せられそうになったりしたとき、とっさの判断は日ごろから訓練されているのでしょうか。大声を出す訓練、身を守るための護身術など保育園や学校で対処の仕方を教育されているのでしょうか。

3点目には、防犯カメラの設置について提案いたします。

通学路や地域の遊び場など、全て人の目が行き届いている場所ばかりではありません。学校やPTA、地域の方々と協議して、子どもが1人では危険だと思われる場所に防犯カメラの設置を検討してはいかがでしょうか。

以上、子どもの安全対策についてお尋ねします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

子どもの安全対策について2点お答えをいたします。

まず登下校の安全についてですが、日常の安全対策からお話をしたいと思います。まず、大人の見守りについて現状をお伝えします。

登校時の見守りは、いろいろなかたちで全学校実施されています。神岡小学校区は、「殿加茂長寿会」が定期的に見守り活動をされ、個人ボランティアの方々も毎日街頭に立って見守ってくださっています。古川小学校区でも、長年見守り活動を続けてくださっている

個人ボランティアの方々がお見えになります。河合小学校や宮川小学校、山之村小中学校では、保護者と教師が協力して見守っています。

住田議員が言われましたように、古川西小学校の「見守り隊」の皆さんは、毎日登校・下校の両方を見守ってくださっています。こうした下校の見守りは、たしかにほかの地区ではそれほど多くはございません。

下校の見守り活動としましてはそのほかに、古川小学校や古川中学校のPTA活動があります。定期的に、通学路の途中に立ったり、巡回したりして、見守りを実施されています。

そこで、学校での指導といたしまして、第一に、児童生徒ができる限り一人で帰らないようにすることを大切にしております。小学校では、通学班下校をしたり、学年で同じ方向に下校する児童を集め、まとまって下校したりするようにしています。シールで色分けをしていますので、よくシール下校などと呼ばれています。中学校でも、できるだけ一人では帰らないように指導しております。

そのうえで、学期のはじめや終わりを中心に、教職員が引率して下校し、危険箇所の確認や注意喚起を行っています。

また、小学校においては、飛騨地区防犯協会から、入学時にいただいている防犯ブザーを携帯し、確実に使用できるように練習したり、大声を出して大人に知らせること、110番の家に逃げ込むことなどを指導したりしています。

「110番の家」については、年度のはじめに、児童と場所を確認するとともに、設置が少ない地域では商店などに協力を依頼しているところです。

次に、不審者情報があったときの対応についてお話いたします。

飛騨市内においては、昨年度1件、一昨年度2件の不審者情報がございました。情報が寄せられた場合は、その都度、学校や児童、保護者等に情報を知らせ、対応を行っております。

昨年度の事案発生時には、登下校時に、教職員を数カ所に配置したり、巡回させたりして、見届けを強化するとともに、飛騨警察署生活安全課に、パトロールの強化を要請したりしました。

また、保護者へはメール等も活用し、児童生徒と保護者に対して、不審者情報を知らせ、注意喚起を行い、万が一の時の対処方法について繰り返し確認を行いました。

次に2点目、身を守る対策について、お答えいたします。

小学校を中心に、各校の実態に応じて実技訓練を実施しています。古川西小学校、宮川小学校、神岡小学校の3校および市内保育園全園では、岐阜県警察の連れ去り事案未然防止教育班「たんぽぽ」等を活用し、実技訓練を通して「一人にならない、ついていかない、大声を出す、近づかない、話をする。」という5つの約束、俗に「セーフティファイブ」と呼んでおりますが、を学習しています。

また、古川小学校、河合小学校、山之村小学校の3校では、教職員が不審者役になって

実技訓練を行うなどして、危険がおよぶ前に逃げ出したり、大声を出して大人の助けを求めるなどの対応を訓練し、保育園でも飛騨警察署による不審者対応訓練を実施しております。

実際に、不審者情報が寄せられた場合には、各学級担任が、大声を出し、走って逃げる、大人のいるところに逃げる、といった対応方法を学年の段階に応じて確認を行っております。

これは毎年繰り返して行うことによって、実際の場面ですぐに反応ができるという、そういうものにつながっていくことと考えております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

防犯カメラの設置についてお答えいたします。

防犯カメラの設置場所の選定については、飛騨警察署と協議を行い、犯罪者等が使用する車等が駐車するであろう場所を重視して、候補となる設置場所10カ所を選定しており、優先順位を定めております。今年度につきましては、この優先順位に従い、上位4カ所に設置をするものであります。

議員ご指摘のように、子どもたちの安全対策として防犯カメラを設置する必要がある場所等があれば、学校やPTA等でご検討いただき、ご提案いただければ、飛騨警察署等と協議を行い、設置を検討したいと思います。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○4番（住田清美）

子どもの安全対策、特に登下校の安全の大人の見守りということで、各学校で対応されていることがよくわかりました。特に古川西小学校の地域ボランティアの地域見守り隊の話もありましたが、ここで少し子どもの声を紹介させていただきたいと思います。こちらにその見守り隊の皆さんへ子どもからのお手紙がございますので、少し紹介させていただきます。「毎日学校へ行くときに挨拶をしてくれるので、私は元気よく挨拶をしています。帰りのときも見守り隊としてきてくれるので感謝をしています。いつも学校のところまで来てくれて、私たちは安全に学校に通っています。」それから、「いま都会では事件がたくさん起きていて、ぼくも心配なのですが、見守り隊の皆さんがいつも見守っていてくれるので、とても安心して登下校できます。」ちょっと年代は古いのですが、ずっと前から見守り隊をしてらっしゃる方への子どもたちの感謝の声です。私たちはとにかく大人の目線で子どもたちの見守りをしておりますが、子どもたちもこういう大人の目をとっても安心だと思って、日頃子どもたちが感謝しながら安全に登下校していることがよくわかったものだと思っています。そこでやっぱりたくさん人の目があるという

ことは大事なことだと思いますので、地域、折にふれて、啓発をしていかなければいけないと思っています。特に教育委員会の中には生涯学習課もございます。学校教育課もございます。それで、これから特に夏休みを前にして、地区ふれあい集会在各地で開催されるのではないかと考えておりますが、そういった場、特に地域の皆さん、保護者の皆さん、それから教育関係者の皆さんがこの地域ふれあい集会、地域単位で、小単位でこれからやられると思いますが、そういうときに子どもの安全対策について地域の目がいかに大切であるかということをお皆さんに啓発し、またさらに協力し、議題にあげていくようなことを今年度少し、これを議題にあげていただくことはできますでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

子どもも、折にふれ、いろんな場でその地域の皆様の御協力をもっとお願いしながら、子どもたちの安全を守っていきたくて思っておりますので、議員が申されましたような場も検討してまいりたいと思います。これから調べて働きかけを行っていきたくて思っております。

○4番（住田清美）

ぜひいろんな場を使っていただきながら皆さんの目が大事だということをお願ひいたします。もうひとつ、身を守る対策といたしましても各学校、保育園でたんぽぽとかの組織を使って実技訓練をされているということでございますが、新聞記事によりますと、特に護身術ですね、実際に掴まれたときにどうするとか、連れ込まれそうになったときに手を噛む、すねを打つとかいろんなことが護身術としてあるようなんですが、そのような実技もこの対処法の中には組み込まれているのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

子どもたちの年代によっても異なりますけれども、入っております。私も実際に見ておりますが、実際に本当に大声を出してみたり、ぱっと手を振り払うことをやってみたりとか、そういうことを行っております。

○4番（住田清美）

よくわかりました。ありがとうございます。

子どもたちはやっぱり一生懸命こうやって護身術とかいろんな身を守る訓練をしています。でもこういうこと、身を守るということは、やっぱり保護者の皆さんも情報を共有したほうがよいと思います。子どもだけ習うのではなくて、いまこういう世の中でするので、連れ去りとか子どもに対する犯罪は都会だけではなくて逆に人の目の届かない地方のほうがよく事案が起こっているような気もいたしますので、例えばですけど、学校のみ指導ではなくて、幼児学級とか家庭教育学級がそれぞれ保育園でも小中学校でも行

われると思いますので、親さん向けにもこういう指導があつて子どもたちにはこういうことを教えているので、家庭でもこういうことを気をつけようねというような題材にあげられるようなそういうカリキュラムをまたひとつ組み入れていただきたいと思います。教育委員会の事務局長もいらっしゃいますので、そういうところでいかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

生涯学習課のほうで幼児学級、乳幼児学級を担当させていただいております。全ての学級のほうでまた取り組んでいただけるようなかたちに指示をしたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○4番（住田清美）

本当にこういう犯罪というのは、いつどこで誰が対象になってもおかしくないような事案かと思っておりますので、日頃の皆さんの心がけ、それから地域全体で子どもを守っていただけるようなたくさんの目を行き届いていただけるようお願いをいたします。それからこれは通告には書いてございませんので、お願いといたしますが、あれですが、おとこの大阪での地震がございまして、そのときに学校プールの壁が倒れて児童が犠牲になるということがございまして、たぶん文部科学省のほうからも指導があつて点検があるかと思うんですけど、そういうブロック塀の点検とか、また学校施設の点検とかあると思います。子どもの安全対策はただいま申し上げました連れ去りだけではなくて、いつどこに学校に危険がひそんでいるかもしれませんので、また通達がございましたら、しっかりと点検をしていただいて、安全であるはずの学校をさらに安全にしていいただければと思っております。これは通告にございませんので、お願いにしておきます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

昨日と本日の午前中までに教育委員会と基盤整備部の建築士とで合同で各学校のブロック塀、ブロックでできた工作物また鉄製・鉄材製・コンクリート製であっても地震等が発生したときに倒壊する懸念のある工作物等の点検をさせていただきました。本日夕方までに概要をまとめさせていただきました。またお知らせをしたいと思っておりますけれども、やはり予想外の工作物、例えばでございますが、サッカーのゴールに見立てた壁にサッカーボールを当てて練習するものがあつたりでありますとか、そういったようなものの事案がありましたので、また詳細に調べまして、報告をさせていただきます。

○4番（住田清美）

すいません、ご丁寧にご答弁ありがとうございました。それでは次の質問にうつらせていただきます。2つ目には屋外看板の設置について、お尋ねをさせていただきます。

近年飛騨市を訪れる観光客数も伸びを示し、賑わいを創出しております。観光客のほとんどはバスや自家用車を利用されています。目的地まではカーナビゲーションシステムを利用される方がほとんどだと思いますが、道路上に設置されている屋外看板は、道案内

の誘導だけではなく、そのまちを印象づける大いなる役目もあろうかと思えます。

古川町市街地への玄関口として高野地内の新蛤橋詰めに2基の看板が立っています。かつては、起し太鼓の里の大看板が設置され、その後平成24年の岐阜清流国体にと書きかわり、その後撤去されました。そして現在は、飛騨地鶏・飛騨牛・地場産市場の2基が立っております。この場所は、国道41号線の南口、高山市から飛騨市への玄関口でありますので、ユネスコ文化遺産に登録された古川祭と起し太鼓など古川を印象付けるものに特化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また各町にも道沿いに、誘導看板や観光施設紹介看板が多数ありますが、その必要性について精査されたことはあるのでしょうか。

古川のまちなかは多言語による案内サインが整備され、デザインもよく趣きあるまちなみに溶け込んでおり、品の良さを感じるものであります。屋外の看板も統一感をもたせ飛騨市にふさわしい整備をすることが重要ではないでしょうか。

そこで次の点をお尋ねいたします。

屋外看板設置の理念について。飛騨市合併後は市内入口付近に旧町村の大型観光看板が設置されていきました。その後、井上市長の際はこの看板や老朽化した看板の撤去を実施され、新たな看板設置については特に必要性を語られませんでした。都竹市長は今年度「まちの身だしなみ」整備として看板の撤去や修繕、新設などを予定されています。整備にあたって看板に込める基本的理念をお聞かせいただければと思います。

2つ目に看板の管理についてです。市が設置する看板は一元管理されているのでしょうか。観光PRや施設の看板、農畜産物の看板など多岐にわたる看板が設置されていますが、各担当で必要があれば勝手に設置してしまうことはないのでしょうか。まちの身だしなみからしても統一感のある看板設置が必要かと思えますがいかがでしょうか。

また、観光施設のロゴマークや飛騨市の市章などデザインが決まっているものは、適正に使用、管理されているのでしょうか。

以上、屋外看板の設置について、お尋ねします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

屋外看板設置につきましてのお尋ねでございます。

まず、1点目、看板設置の理念を言えとこういうお尋ねでございます。合併後は飛騨市という市ができあがったということを広く知らしめていくというような役割もあったのではないかなと思っておりまして、大型観光看板もそうしたことも含め合わせながら設置されたのではないかなというように思っておりますが、看板そのものは、私自身は、現実的な問題として、行きたいところ、行きたい観光スポットを的確に示していくということが本来の役割ではないかなと思っておりまして、屋外看板につきましてもそうした考

えの中で設置をしていきたいと思っておるのでございます。従って多数乱立するというのはやっぱり適切ではない。しっかりと管理されるべきものではないかというようなことを思っております。

また看板というのは、非常に目の付くものであるものであるがゆえに、少しでも老朽化しておりますと非常に目立ちます。それがまた、まち全体のイメージを落としてしまうということもあるわけございまして、このため、例えば古川駅前の看板なんかにつきましては、私市長になりましてからですが、たとえ利用できる状態、まだ利用できるというものであってもできるだけ早く修繕をして、いい状態、きれいな状態にしておくというようなことをしております、イメージを落とさないということを重視してきておるところでございます。ただ、私自身もまちを出張で回っておりますと、かなり気になる老朽化した看板があるのが事実ございまして、これをやっぱり一度調べないといけないということで、昨年度市内の看板の一斉調査を行いました。今年度から、順次修繕、撤去、新設などを行っていくということでございまして、この一連の取り組みを「まちの身だしなみ」という名前で呼んでいるということでございます。

まちにとっての風格、品格に関わる、看板というものはそういうものである。立派な人でも服装、身なりが貧しいとそのように見えてしまうので、やっぱり身だしなみを整えていく必要があるのではないか、そのようなことを申し上げているところでございます。

それで2点目の管理の点でございますが、一元管理されてきたかのかということですが、現実的にはそうではないという状態です。したがって今年度、観光課を中心に関係各課連携しながら一元的に管理していくという体制をまさしく整えたところございまして、今年度は、まず危険と思われる看板の撤去修繕を優先していくということを取り組んでおります。今後は優先順位を付けて整備していくための整備計画を今年度中に策定する予定としておりまして、来年度以降はその計画に基づいてできる限り統一感も持たせた看板を整備していきたいとこのように考えております。

看板のデザインにつきましてもまちなみや周囲の環境に配慮したものとして設置していく方針ございまして、昨年、古川町内のまちなみサインが日本サインデザイン協会の奨励賞を受賞したということがあったわけございまして、そうしたことの例が増えていってくればよいなとこのように思っております。

なお、ロゴマークや市章のデザインにつきましては、既定のデザインマニュアル等基準に基づいて適正に使用させていただいているところでございます。

以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○4番（住田清美）

まちの今の看板の身だしなみをしっかりと説明いただきましてありがとうございます。ただあの看板の理念につきまして、行きたいところを誘導するということですので、標識的なところを重きを置いてみえるのかと思うんですけど、やっぱり私たちもそうです

けれど、知らないまちへ行って、行きたいところへ誘導してくれるのももちろんなんですが、そのまちをイメージする看板が最初に目に入るということも大切ではないかと思っておりますので、飛騨市、神岡町でしたら宇宙科学、飛騨市でしたら祭、河合・宮川それぞれあると思いますので、そういった目に入る観光看板的なものについては、今後整備計画をつくられるということなんですが、そういった中でまた検討されていかれるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まちのイメージ的なものも含めて整備をしていくかということだと思いますが、たしかに先ほど行きたいところ、観光スポットを的確に示していくというのは第一の役割だということを申し上げましたが、議論する中でまち全体のイメージにつながるようなものにつきましても、やっぱり考えていかななくてはいけないのかなとは思っております。神岡町に町時代につくられたものだと思いますが、「星の便りの届く街」というフレーズがあって、そうした表示があるわけでありませけれども、非常にすてきなワーディングではないかなと思うんですが、例えばそうしたものなんかを適宜にちりばめていくことで、地域のイメージというものを示すということができるということがあると思いますし、そのほかスポットを案内しないまでもですね、「なるほどこういうところに来たのか」というのもあると思いますので、そこらへんのバランスは上手にとりながら計画をしていきたいと思っております。

○4番（住田清美）

市が設置する看板はいま観光課を中心に管理をされているということなんですが、今後やっぱり新たに設置するようなときもその観光課の部署を中心に管理をして、いろんなことを進めていかれるということで、観光課が中心ということによろしいのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、一応観光課を中心に一元的に管理していくという体制をとっておりますし、看板を設置するということは、必ず予算を伴いますので、予算を伴う時点で大体どこにどういうものができてくるかというのはわかってまいりますので、そうしたところでも把握はできます。いずれにしても縦・横・斜め、いろんな連携体制をとる中でやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○4番（住田清美）

まちの身だしなみ、たいへん大切だと思います。特にだっしやもない看板もあると思いますので、そういったものの撤去も含めて、しっかり計画的にお願いしたいと思っておりますし、

先ほど市章やロゴマークなどやっぱりデザインマニュアルに基づいてということで、いま市内の観光看板、奨励賞をもらったのはしっかりとその市が使う字体に基づいてたぶんしっかりと整備されていると思います。観光看板を全部その字体にとは申しませんがしっかりとそういうデザインマニュアルがあるものについては、ロゴのあるものについては、しっかりとその原型を変形させることなく使っていただいて、まちの身だしなみとしてさらにグレードアップしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になります。最後、若宮駐車場の利用について、お尋ねをいたします。飛騨古川の駅裏に若宮駐車場がございまして、連日多くの車がとまっています。無料でとめることができ、まちなかにも「公共無料駐車場」の案内が各所に出ています。近年観光客の旅行形態も変化し、団体より個人で車を利用されての来訪が多く、案内標識に沿って若宮駐車場へと誘導されてきます。加えて、ハートピア古川をはじめ周辺施設利用者もこの駐車場を利用されます。

しかし、平日午前9時にはもう満車の状態になっています。ここは、市役所関係者の駐車場でもあるからです。

若宮駐車場は東洋様側171区画、線路側74区画で合わせて245区画ありますが、市役所職員のうち、本庁、ハートピア、総合会館などに勤務する職員のうち通勤手当支給者及び吉城福祉会の自動車通勤者をあわせると233台で、ほぼ市役所関係者の家用車で若宮駐車場が埋め尽くされている状況です。

若宮駐車場を利用される観光客は一日30台ほどありますが、これは統計上であり、実際案内標識で行ったが、満車でとめられなかったという観光客の声もあります。

また、昨年の機構改革により、子育て・介護・福祉・高齢者支援・障がい者支援・健康推進などの業務がハートピア古川に入っております。さらに、昨年10月から「こどものこころクリニック」も併設され、まさに赤ちゃんから高齢の方に関わる施策が集約されるようになりました。それに伴いハートピア古川を訪れる方も増えています。各手当の現況届や、諸手続き・相談など連日多くの方が来訪されます。加えて、保健関係では、特定健診やがん検診もはじまり、多くの方がこの駐車場を利用されます。さらに従前からあります子育て支援センター「ちびっこランド」は多い時は40組以上の利用があり、乳幼児学級も多いクラスは60組が登録されています。これらの方々もこの駐車場を利用されます。

しかしながら、本来の利用者が区画内に駐車できず、やむなくハートピア古川と山樵館との間に縦列駐車されたり、小さな子どもの手を引き、背中には乳児をおんぶしながら遠くの空きスペースを探し、移動されているお母さんの姿も目にします。

そこで、次の点をお尋ねします。

1つ目に利用形態についてです。先ほども述べましたけれど、若宮駐車場は、事実上職員駐車場となっています。本来はどのような利用形態が望ましいとお考えかお尋ねします。

2つ目に職員駐車場の確保についてです。

宮城保育園では今年度未満児の受入れが増え、それに伴い職員も増えることから、従来の駐車場では不足が生じ、新たに職員駐車場として民有地を借り入れ対応することにしたということです。

過去に、図書館棟が新設されるとき、公用車の置き場所がなくて、近くの民間駐車場を借り上げたことがあります。また、古川祭のときには、企業様の跡地を職員臨時駐車場として使用したこともありました。職員の専用駐車場をほかに確保する予定はないのでしょうか。全て移動せよとは言いませんが、40～50台でも空きができれば、若宮駐車場の一角をハートピア利用者専用として提供できるのではないのでしょうか。

3つ目に駐車場の環境整備についてです。

若宮駐車場の一角にくぼ地があり、雨が降ったときにはかなりの水が溜まり、支障をきたしていました。今年度工事をされるということですが、工事のため長期にわたり駐車できない状況にはならないのでしょうか。また、区画の白線引き直しや、安全対策、あの特にいま防災備蓄コンテナが置いた場所があるんですが、あそこがカーブになっていまして、前から見通しが悪くて危ないねという声を聞いております。これらの安全対策について計画はあるのか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは、若宮駐車場の利用について、1番目の「利用形態」についてお答えします。

若宮駐車場については、市街地に保有する広大な市有地であり、公共用駐車場であると同時に市職員用の駐車場としても考えております。したがって、これらの機能が両立する利用形態が望ましいと考えております。

次に2番目の「職員駐車場の確保」についてお答えします。

近年、福祉関係窓口機能の集約や、こどものこころクリニックの開設などハートピア古川の機能が増え、また「ちびっこランド」など子育て支援関係の事業を利用いただく方も多く、議員ご指摘のような駐車場の実態にあることは承知しており、何らかの対策が必要であると思っております。

一方で、現在整備を進めている新和光園が完成後、現在の和光園のリノベーション完成が見込まれる3年後には、吉城福祉会がそちらへ移転する予定となっており、すでに近隣に職員用駐車場を整備する準備を進められておられ、これに伴って若宮駐車場に空きができることが予想されることから、現時点で新たに土地を購入して職員用駐車場を整備する考えは持っておりません。

しかしながら、それまでの間、「ちびっこランド」をはじめ、ハートピアを利用される方々にご不便をお掛けするわけにもいかないと考えております。

このため、市では、当面3年後までの職員駐車場として、周辺の空き地賃借の可能性について、現在所有者に打診しており、今後細部について協議をさせていただきたいと思えます。

また、あわせて、職員に対しあらためて近距離通勤での自動車利用自粛を呼びかけるほか、ハートピア敷地内または若宮駐車場のハートピア寄り区画の一部をハートピア利用者優先区画として確保する、市営月極駐車区画数を削減する、健診時における文化交流センター西側駐車場を活用するなどの対策について、関係課等と協議のうえ、進めてまいります。

なお、ハートピアと飛騨市美術館の間への駐車については、若宮駐車場の空きの有無に関係なく駐車されるケースも見受けられ、「少しでも近くに」という心情は理解できますが、安全上の観点からもルールに従っていただきますよう、利用者の皆様にもご協力をお願いしてまいりたいと思っております。

最後に3番目の「駐車場の環境整備」についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、若宮駐車場の一部に雨天時に大きな水溜りができるエリアがあり、これを解消すべく今年度修繕経費を予算化しています。

今後、雨天時に、再度修繕エリアを特定したうえで、なるべく早期に発注し改善を図りたいと考えています。

なお、駐車場全面の改修ではなく部分的な修繕の予定であることから、長期間使用できなくなることはありませんが、工期、作業影響範囲とも極力最小限に留めて施工したいと思っております。

また、今回施工範囲以外の駐車区画の白線については、駐車台数確保につながる効率的なレイアウトも含め今後検討することとし、また、防災備蓄コンテナ付近の安全対策につきましては、車両の進行方向が可視化できるよう、先日、白線を引かせていただきましたのでよろしく申し上げます。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○4番（住田清美）

ご答弁のとおり、あそこは公共無料駐車場になっておりますので、公共の方々とそして職員の駐車場でもありますので、両立する利用形態が望ましいと思っております。ただ、いまご答弁をいただきましたが、和光園がリニューアルをいたしますと、あちらのほうに吉城福社会の機能がうつるということで、そこでやっぱり何十台かいまの吉城福社会の関係者の方の空きが出る。けれどいま和光園の建設がちょっと延びたことによりまして、リニューアルもたぶん延びると思っておりますので、やはり答弁のとおり、3年くらいはまだ現状の利用形態が継続されるものと思われまして、いま近くに民間の借用地がないかということで検討されていると思っておりますが、できるだけ早急に何とか借りるところがあれば早急に職員専用駐車場として整備をいただくようお願いしたいと思っております。

それで、たぶん職員の皆さんもあそこがいっぱいでということとはたぶん常に念頭には

おいてみえると思うんですけど、やっぱり朝早いもの順に近いところにとめるという感じがあります。例えばですけど、通勤手当をもらって車をとめるのですから、例えば通勤手当証明書のようなものを職員の車のところにちょこっと置いていただくと、「これは職員の車なんやな、できれば遠くからとめていただけるとありがたいな」そんなような可視化ができるようなそういう証明書をつけて職員のほうにもできるだけ利用者さんにべんを与えていただけるような取り組みはできないでしょうかね。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

答弁の中にありましたようにハートピア側のほうに優先区画を設け、職員は当然それから離れた遠くのほうからということは考えておりますけれども、ただどれが職員なのかどうかという区別がつかないというご指摘だと思っておりますけれども、最初はモラルに任せるというか、職員のモラルを信用してまいりたいと思っております。それからいろんな方策、先ほど申しましたように、現在使っていない区画とか、その他の公共用駐車場でも使われていない部分もあるものですから、いろんな工夫を重ねながら絶対数の確保に努め、それから足りない分については、民間の空き地の賃借、いま打診しているところでありますけれども、それに向けて進めてまいりたいと考えております。

○4番（住田清美）

実際ハートピア関係の公用車も屋内にはスペースがないものですから、皆さん公用車も全部屋外の若宮駐車場の一角のところにマル公というようなかたちで公用車の置き場所があるぐらいですので、この整備とあわせて公用車の置き場所についてもまた検討もいただきながら有効的な利用にさせていただければと思います。それから駐車場の環境整備については、白線の引き直しとか、またいまの防災コンテナのところの安全対策についても早速引き直しをしていただいたというところで、特にあそこは「ちびっこランド」へ通うお子さんたちがよく通ります。公園もあるものですからよく利用しますので、見通しが悪くてたいへん皆さん心配されておられましたので、早速やっていただいております。

あそこの駐車場は市民の皆さんもたくさん利用されます。中にはちょっと置きっぱ的な車もあるとは思いますが、市民の皆さんのモラルもしっかりといま一度肝に銘じることも大事かと思いますが、まず職員の皆さんのお心がけをいただいて、本来の利用者であるハートピア古川の利用者さんが車をとめるところに苦慮しないような運用の仕方を早急にまた検討をしていただいて実施していただくことをお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 住田清美 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で4番、住田清美議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（高原邦子）

これで、本日の日程は全て終了しました。あすの会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午後3時46分 ）

地方自治法第127条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

高原邦子

飛騨市議会議員（10番）

洞口和彦

飛騨市議会議員（11番）

野村勝憲